

資料編

<災害の記録 (風水害等)>

年月日	災害名	気象概況	被害状況	被害場所	被害額等
昭和34年 9月25日 ～26日	伊勢湾台風	中心気圧が1日に91hpa下がるなど猛烈に発達し、非常に広い暴風域を伴った。	全国の死者4,697名、行方不明者401名、負傷者38,921名住家全壊40,838棟・半壊113,052棟・床上浸水157,858棟・床下浸水205,753棟		
昭和36年 6月24日 ～7月5日	昭和36年 梅雨前線豪雨	6月24～27日の4日間の降雨量は406mm、27日の1日の降雨量は279mm、四徳地域は1日の降雨量400mm以上	死傷者18名、流出・全壊した住宅は97戸、半壊した住宅は53戸、浸水した住宅は164戸	全村	
昭和58年 9月27日 ～28日	台風10号	9月27・28日の2日間の降雨量は312mm	堤防・道路の決壊、土砂崩落、浸水が続出。全壊した住宅1戸、半壊した住宅1戸、床上浸水8戸、床下浸水57戸。	全村	3,423,934(千円)
平成11年 6月29日 ～30日	平成11年 梅雨前線豪雨	24時間146mm			
平成18年 7月17日 ～19日	平成18年 梅雨前線豪雨	7月17～19日の3日間の降雨量は179mm、24時間最大では148mm	中川橋は、旧堤防護岸の深掘れの被害。飯沼、渡場、小和田、南田島地区では、広く水田などが冠水被害。	飯沼・渡場・小和田・南田島	

＜地震の記録＞

番号	発生年月日 西 暦 和 暦	震央 東経 北緯	M	被害 程度	主な被害程度	備 考
1	684. 11. 29 22時 天武13. 10. 14	134. 3° 32. 8°	8. 3	×	土佐・その他・南海・ 東海・西海諸道	南海沖地震
2 ★	762. 6. 9 天平宝字6. 5. 9	137. 5° 36. 0°	7. 0	D	美濃・飛騨・信濃	被害不詳。罹災者に対し 1戸につき穀物2斛を 賜った。
3 ★	841 承和8	138. 0° 36. 2°	6. 5	B ?	信濃	塙家が倒潰。同年2月13 日以前の地震。信濃の国 府（現松本）を震央と考 える。
4	1096. 12. 17 8時 永長1. 11. 24	137. 5° 34. 0°	8. 3	×	畿内・東海道	東海沖地震
5	1099. 2. 22 6時 康和1. 1. 24	135. 5° 33. 0°	8. 2	×	南海道・畿内	南海沖地震
6	1361. 8. 3 4時 正平16. 6. 24	135. 0° 33. 0°	8. 4	×	畿内・土佐・阿波	南海沖地震
7	1432 永享4			C	伊那	幅1.5間、長さ22間の地 割ができたという。史料 少なく真偽不明。
8	1498. 9. 20 8時 明応7. 8. 25	138. 0° 34. 0°	8. 3	×	東海道全般	東海沖地震と考えられ る。
9	1586. 1. 18 23時 天正13. 11. 29	136. 8° 35. 6°	7. 8	×	畿内・東海・東山・北 陸諸道	飛騨白川谷の地震。帰雲 城埋没。
10	7. 6. 16 20時 慶長9. 12. 16	138. 5° 33. 5° 134. 9° 33. 0°	7. 9 7. 9	×	東海・南海・西海諸道	2つの地震が発生したも のと考えられる。東海 沖・西海沖地震
11	1662. 6. 16 12時 寛文2. 5. 1	135. 9° 35. 3°	7. 4	×	山城・大和・河内・和 泉・摂津・丹後・若 狭・近江・美濃・伊 勢・駿河・三河・信濃	花折断層又は琵琶湖西岸 の活断層による地震？

番号	発生年月日 西 暦 和 暦	震央 東経 北緯	M	被害 程度	主な被害程度	備 考
12	1703.12.31 2時 元禄16.11.23	139.8° 34.7°	8.1	C	江戸・関東諸国	元禄地震 伊那で潰家あり、松代で 屋敷2軒潰れ。 小県でも小被害。
13	1707.10.28 14時 宝永4.10.4	135.9° 33.2°	8.6	B～ C	五畿七道	宝永地震 飯田で潰家（全土蔵） 70余、半壊168。諏訪、 南安曇でも被害あり。
14 ★	1718.8.22 14時 享保3.7.26	137.9° 35.3°	7.0	B	三河・伊那	飯田領内で、潰350余、 半潰580、死12。天竜川 沿いに山崩れ多発。森平 山崩れ、遠山川を堰止め た。
15 ★	1725.8.14 13時 享保10.7.7	138.1° 36.0°	6.3	B	伊那・高遠・諏訪	高遠城の石垣、塀、土居 夥しく崩れる。城下の被 害は不詳。諏訪では郷村 36ヶ所で倒家347、半倒 家521、死4、傷8、山 崩220ヶ所などの被害。
16	1854.7.9 2時 嘉永7.6.15	136.1° 34.75°	7.3	C	伊賀・伊勢・大和及び 隣国	伊那妻籠方面に小被害。
17	1854.12.23 9時 嘉永7.11.4 (安政1)	137.8° 34.00°	8.4	B～ C	東海・東山・南海諸道	安政東海地震 松本で潰家52、半潰76、 焼失51、死5。松代藩で は潰家152、半潰・大破 207、死5、傷29、山崩 35ヶ所。飯田、諏訪等 でも潰家があった。
18	1854.12.24 17時 嘉永7.11.5 (安政1)	135.0° 33.00°	8.4	B	畿内・東海・東山・北 陸・南海・山陰・山陽	安政南海地震
19	1891.10.28 06時38分 明治24	136.6° 35.60°	8.0	C	愛知県・岐阜県	濃尾地震 信濃で死1、傷2、家屋 全潰1、同半潰5、道路 破裂18、橋梁損壊1、山 崩1。

番号	発生年月日 西 暦 和 暦	震央 東経 北緯	M	被害 程度	主な被害程度	備 考
20	1944. 12. 7 13時35分 昭和19	136° 10. 7' 35° 34. 2'	7. 9	C	静岡県・愛知県・岐阜 県・三重県	東南海地震 諏訪に被害あり。
21	1946. 12. 21 04時19分 昭和21	135° 51. 1' 32° 55. 9'	8. 0	×	中部地方から九州まで	南海地震 長野県で住宅全壊2、半 壊4、非住家半壊5、道 路破損13ヶ所。
22	1969. 9. 9 14時15分 昭和44	137° 04' 35° 47'	6. 6	C	岐阜県中部	長野県南西部に小被害。
23	1984. 9. 14 08時48分 昭和59	137° 33. 6' 35° 49. 3'	6. 8	B	長野県西部	長野県西部地震 御岳山頂上のやや南方に 生じた山崩れが約10km流 下し王滝村に達した。死 者11、行方不明18、傷 10、建物全壊13、半壊 86、流出10、全焼1、一 部破損473、非住家被害 86、道路損壊205ヶ所、 橋梁流出2、山（崖）崩 53、鉄軌道被害4、罹災 世帯数110、罹災者数 289。

注1) 番号に★はついているものは震央が長野県内にある地震。

注2) 被害程度の基準は以下のとおり（菊地万雄編「日本の風土と災害」による。）

A：大被害、B：中被害、C：小被害、D：被害がでたことは確かであるがその程度は不明、X：被害があつたという明瞭な証拠はないが、同類の他の地震との比較などから被害があつたと推定される場合

注3) 本表は宇佐美龍夫「最新版日本被害地震総覧〔416〕－2001」から長野県地域防災計画資料編にまとめられたもののうち、中川村に影響があつたと推定される地震を抽出したものである。

＜防災関係機関及び連絡先一覧＞

1 村内主要施設・機関の名称と位置

(1) 役場

名 称	所 在 地	電話番号
中川村役場	大草4, 045番地1	0265—88—3001

(2) 小・中学校

名 称	所 在 地	電話番号
中川東小学校	大草4, 023番地	0265—88—3011
中川西小学校	片桐4, 262番地	0265—88—3045
中川中学校	片桐4, 580番地	0265—88—3070
学校給食センター	片桐4, 580番地	0265—88—3046

(3) 保育園

名 称	所 在 地	電話番号
みなかた保育所	大草4, 607番地	0265—88—2104
片桐保育所	片桐4, 268番地	0265—88—2564

(4) 福祉・保健・医療施設

名 称	所 在 地	電話番号
保健センター	大草4, 037番地	0265—88—3001
片桐診療所	片桐3, 935番地	0265—88—2512
中川村社会福祉協議会	大草4, 038番地1	0265—88—3552
在宅介護支援センター	大草4, 038番地1	0265—88—3552
高齢者デイサービスセンターいわゆり荘	大草4, 038番地1	0265—88—3552
高齢者憩いの家	大草4, 489番地	
介護予防センター西館	片桐4, 341番地	0265—88—2501
昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤穂3230	0265—82—2121
伊那中央病院 (伊那中央行政組合)	伊那市山寺1313-1	0265—72—3121
特別養護老人ホーム越百園	飯島町七久保1338-1	0265—89—1222

(5) 教育・文化施設

名 称	所 在 地	電話番号
歴史民俗資料館	片桐4, 757番地	問い合わせ先 中川文化センター 0265—88—1005
アンフォルメル中川村美術館	大草2, 124番地	
NVサウンドホール	大草3, 773番地5	
高齢者創作館	片桐4, 735番地	
銀河ドーム	大草4, 474番地4	
中川村公民館	片桐4, 757番地	0265—88—1005
中川文化センター	片桐4, 757番地	0265—88—1005

中川村図書館	片桐4, 757番地	0265—88—1005
--------	------------	--------------

(6) 体育施設

名 称	所 在 地	電話番号
社会体育館	片桐4, 748番地	0265—88—1005
武道館	片桐4, 724番地	問い合わせ先 中川文化センター 0265—88—1005
テニスコート	片桐4, 724番地	
村民グラウンド	片桐4, 686番地	
サンアリーナ	片桐4, 711番地	
弓道場	片桐4, 724番地	

(7) 産業・観光施設

名 称	所 在 地	電話番号
地場センター チャオ	片桐3, 969番地	0265—88—3714
農産加工施設 つくっチャオ	片桐3, 919番地	0265—88—3983
望岳荘	大草4, 489番地	0265—88—2033

(8) 公園施設

名 称	所 在 地	電話番号
大草城址公園	大草5, 024番地	役場建設水道課 0265—88—3001
天の中川河川公園	片桐3, 970番地	
葛島山村広場 (かつらの丘)	葛島2, 137番地	0265—88—3450

(9) その他

名 称	所 在 地	電話番号
国土交通省中部地方整備局天竜川ダム 統合管理事務所	大草6, 884番地19	0265—88—3729
中川村商工会	大草4, 033番地1	0265—88—2073
上伊那農業協同組合中川支所	大草4, 074番地	0265—88—3006
アルプス中央信用金庫中川支店	片桐4, 0B0番地	0265—88—3333
中川観光開発株式会社	大草4, 489番地	0265—88—2033
J R伊那田島駅	片桐西ヶ原	
中部電力南向発電所	葛島939番地	

2 広域関係

名 称	所 在 地	電 話
駒ヶ根市役所	駒ヶ根市赤須町20-1	0265—83—2111
飯島町役場	飯島町飯島2537	0265—86—3111
宮田村役場	宮田村98	0265—85—3181
辰野町役場	辰野町中央1	0265—41—1111
箕輪町役場	箕輪町中箕輪10298	0265—79—3111
南箕輪村役場	南箕輪村4825-1	0265—72—2104
伊那市役所	伊那市下新田3050	0265—78—4111

松川町役場	松川町元大島3823	0265—36—3111
大鹿村役場	大鹿村大河原354	0265—39—2001
上伊那広域連合	伊那市荒井3500-1	0265—78—2500
上伊那情報センター	伊那市中央1111	0265—78—7722
伊那中央清掃センター	伊那市美原7867-1	0265—78—3197
伊南行政組合	駒ヶ根市赤須町20-1	0265—83—2111
伊南衛生センター	駒ヶ根市赤穂1461-52	0265—82—3973
伊南不燃物処理場	駒ヶ根市赤穂1639-36	0265—83—7038

3 国・県関係

名 称	所 在 地	電 話
総務省消防庁応急対策室（詳細は13）	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03—5253—7527
天竜川上流河川事務所駒ヶ根出張所	駒ヶ根市赤穂4538-5	0265—82—5682
長野県庁	長野市大字南長野字幅下692-2	026—232—0111
長野県危機管理局（詳細は14）	長野市大字南長野字幅下692-2	026—235—7184
上伊那地方事務所（詳細は15）	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265—76—6803
伊那建設事務所	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265—76—6847
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265—76—6835
南信発電管理事務所	伊那市伊那部3802-2	0265—72—6121
南信教育事務所	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265—76—6858
上伊那農業改良普及センター	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265—76—6842
伊那総合健康センター	伊那市荒井4347-1	0265—78—9700
伊那家畜保健衛生所	伊那市荒井字西町5764	0265—72—2782

4 消防関係

名 称	所 在 地	電 話
伊南行政組合消防本部南消防署	飯島町本郷263-1	0265—89—1119
伊南行政組合消防本部北消防署	駒ヶ根市飯坂1-12-7	0265—81—0119
第1分団 美里詰所（第1部）	中川村大草2,065-14	55—6000
第1分団 中組詰所（第1部）	中川村大草4,083-3	55—6001
第1分団 沖町詰所（第2部）	中川村大草4,645-13	55—6002
第1分団 渡場詰所（第3部）	中川村葛島1,030-8	55—6009
第1分団 南陽詰所（第3部）	中川村大草6,345-2	55—6010
第2分団 詰所	中川村片桐3,729-11	55—6003
第2分団 横前詰所（第4部）	中川村片桐6,185-3	55—6004
第2分団 小和田詰所（第5部）	中川村片桐5,277-2	55—6005
第2分団 中通詰所（第6部）	中川村片桐3,498-2	55—6006
第2分団 田島詰所（第7部）	中川村片桐1,577	55—6007

5 警察関係

名 称	所 在 地	電 話
駒ヶ根警察署	駒ヶ根市上穂南8-1	0265—83—0110

駒ヶ根警察署大草警察官駐在所	大草4, 509番地	0265—88—2031
駒ヶ根警察署片桐警察官駐在所	片桐4, 362番地2	0265—88—2517
長野県警察交通管制センター	—	026—263—2110
日本道路交通情報センター	—	026—244—0011

6 自衛隊関係

名 称	所 在 地	電 話
陸上自衛隊第13普通科連隊第3科	松本市高宮西1-1	0263—26—2766

7 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話
長野地方気象台	長野市箱清水1-8-18	026—232—3773
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎	026—234—5123
中部地方整備局天竜川上流河川事務所	駒ヶ根市上穂南7-10	0265—81—6411
中部地方整備局飯田国道事務所	飯田市東栄町3350	0265—53—7205
中部森林管理局南信森林管理署	伊那市荒井1499-1	0265—72—7777
関東農政局長野農政事務所	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎	026—233—2500
信越総合通信局無線通信部陸上課	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026—234—9986

8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話
中川郵便局	大草4, 630番地	0265—88—2630
田島郵便局	片桐3, 853番地	0265—88—2631
駒ヶ根郵便局	駒ヶ根市中央13-13	0265—83—3528
東海旅客鉄道(株)飯田支店	飯田市上飯田5356	0265—22—7082
東海旅客鉄道(株)飯田工務区(通常時)	飯田市上飯田5356	0265—22—1144
東海旅客鉄道(株)施設指令(緊急時)	名古屋市中村区名駅1-3-4	052—564—2490
東海旅客鉄道(株)駒ヶ根駅	駒ヶ根市東町1-1	0265—82—3049
東海旅客鉄道(株)伊那市駅	伊那市荒井3465	0265—72—2042
中日本高速道路(株)飯田保全・サービスセンター	飯田市北方856-1	0265—25—7288
東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町1137-5	026—225—4361
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026—226—2073
中部電力伊那営業所	伊那市中央4589-1	0265—72—1002
中部電力伊那営業所総務グループ	伊那市中央4589-1	0265—78—5955
中部電力伊那営業所(休日夜間の場合)	伊那市中央4589-1	090—8581—8949
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ長野支店	長野市七瀬中町161-17 アーバンネット七瀬ビル	026—291—7185

9 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話
伊那バス(株)駒ヶ根営業所	駒ヶ根市赤穂8663-6	0265—83—4115

(社)長野県トラック協会	長野市南長池710-3	026-254-5151
(社)長野県医師会	長野市若里1570-1	026-226-3191
(社)長野県歯科医師会	長野市岡田町96	026-227-5711
(社)長野県薬剤師会	松本市2-10-15	0263-34-5511
(社)長野県エルピーガス協会	長野市中御所1-16-13天馬ビル4階	026-229-8734

10 その他

名 称	所 在 地	電 話
上伊那森林組合 伊南支所	駒ヶ根市赤穂9,743番地	82-3410

11 防災上重要な事業所（中川村建設業協会）

名 称	所 在 地	電 話
田島建設(株)	中川村片桐5,158	88-3057
宮下建設工業(株)	中川村片桐4,030	88-3034
(有)与根山建設	中川村大草3,461	88-2257
(資)辰巳屋	中川村大草4,630-3	88-2014
山崎建設(有)	中川村片桐368	88-2040
金子建設(有)	中川村大草5,220	88-2036

12 防災上重要な事業所（村営水道工事指定協会関係）

名 称	所 在 地	電 話
新井設備	中川村片桐6,039-3	88-2420
田島建設(株)	中川村片桐5,158	88-3057
宮下建設工業(株)	中川村片桐4,030	88-3034
(有)むかいや設備	中川村葛島1,443	88-3600
山崎建設(有)	中川村片桐368	88-2040
(有)与根山建設	中川村大草3,461	88-2257
(有)たかはし設備工業	中川村片桐1,740	88-1025
石田建設(株)中川支店	中川村大草4,767	88-3524
(資)辰巳屋	中川村大草4,630-3	88-2014
(有)村田工務店	中川村片桐4,076	88-2398

13 総務省消防庁

回線別	区 分	平日 (9:30~17:45) 応急対策室	左記以外 宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電話	881-048-500-7527	881-048-500-7782
	FAX	881-048-500-7537	881-048-500-7789

14 長野県危機管理部

区 分		平日 (8:30~17:15) 危機管理防災課	左記以外 (休日・夜間)
NTT回線	電話	026—235—7184	左欄に同じ
	FAX	026—233—4332	
長野県防災行政 無線 (地上系)	電話	8—231— (5208) カッコ内5200~5213も可	
	FAX	8—231—8741	
地域衛星通信 ネットワーク	電話	881—231— (5208) カッコ内5200~5213も可	
	FAX	881—231—8741	

15 上伊那地方事務所

区 分		平日 (8:30~17:15) 地域政策課	左記以外 受付 (守衛対応)
NTT回線	電話	0265—76—6803	0265—78—2111
	FAX	0265—76—6804	0265—76—6804
長野県防災行政 無線 (地上系)	電話	8—236— (2321, 2322, 8731)	8—236—2701
	FAX	8—236—6804	8—236—6804
地域衛星通信 ネットワーク	電話	881—236— (2321, 2322, 8731)	881—236—2701
	FAX	881—236—6804	881—236—6804

＜報道機関連絡先一覧＞

名 称	電 話	F A X
NHK長野放送局 報道部	026—291—5200	026—225—8040
長野放送 報道部	026—227—3000	026—228—5836
信越放送 報道部	026—237—0500	026—259—2124
テレビ信州 報道部	026—291—6601	026—228—5415
長野朝日放送 報道部	026—223—3521	026—223—1033
F M長野 放送部	0263—33—4410	0263—35—4222
S B Cラジオ編成制作部 (長野県大規模災害ラジオ放送協議会)	026—259—2010	0263—259—2126
(株)エコーシティー・駒ヶ岳	0265—82—4000	0265—82—4736
信濃毎日新聞社 伊那支社	0265—72—2101	0265—73—7911
信濃毎日新聞社 駒ヶ根支局	0265—83—3756	0265—83—3752
中日新聞 駒ヶ根通信部	0265—83—2804	0265—83—1409
長野日報社 駒ヶ根支局	0265—82—5378	0265—82—5886
南信州新聞社	0265—22—0704	0265—23—7072

＜中川村防災会議条例＞

(昭和38年10月1日)
(条 例 第 13号)

改正 昭和57年4月20日 条例第14号
平成8年3月21日 条例第2号
平成12年3月7日 条例第8号
平成13年12月12日 条例第25号
平成18年9月27日 条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、中川村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中川村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (8) 伊南行政組合消防本部南消防署長
 - (9) その他村長が必要と認め任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25名以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、村の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補則)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月20日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年3月21日条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月7日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月12日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

中川村防災会議委員名簿

		所属	職
	会長		中川村長
1	1号委員(指定地方行政機関)	天竜川上流河川事務所	天竜川上流河川事務所長
2	1号委員(指定地方行政機関)	天竜川ダム統合管理事務所	天竜川ダム統合管理事務所長
3	2号委員(県職員)	上伊那地方事務所	上伊那地方事務所長
4	2号委員(県職員)	伊那建設事務所	伊那建設事務所長
5	2号委員(県職員)	伊那保健所	伊那保健所長
6	3号委員(警察官)	駒ヶ根警察署	駒ヶ根警察署長
7	4号委員(村職員)		中川村副村長
8	5号委員(教育長)		中川村教育長
9	6号委員(消防団長)	中川村消防団	消防団長
10	7号委員(指定公共機関)	N T T 東日本(株)長野支店	設備部 災害対策室長
11	7号委員(指定公共機関)	中部電力(株)伊那営業所	伊那営業所長
12	8号委員(伊南行政消防本部)	伊南行政組合消防本部	南消防署長
13	9号委員(その他)	中川村議会	中川村議会議長
14	9号委員(その他)	中川村総代会	中川村総代会長
15	9号委員(その他)	(社)上伊那医師会	会長
16	9号委員(その他)	中川村商工会	中川村商工会長
17	9号委員(その他)	上伊那農業協同組合	中川支所長
18	9号委員(その他)	(株)エコシティー・駒ヶ岳	専務取締役
19	9号委員(その他)	中川村建設業協会	会長

＜中川村災害対策本部条例＞

(昭和38年10月1日)
(条例第14号)

改正 平成8年3月21日 条例第2号
平成8年6月11日 条例第24号
平成18年9月27日 条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定により、中川村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月21日条例第2号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月11日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

＜中川村地震災害警戒本部条例＞

（昭和54年9月22日）
（条例第21号）

改正 平成8年3月21日 条例第2号
平成13年12月12日 条例第26号
平成18年9月27日 条例第26号

（趣旨）

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、中川村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから村長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を助け本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1）長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - （2）教育長
 - （3）村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （4）村の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから村長が任命する者
 - （5）伊南行政組合消防本部南消防署長
- 6 本部員は、本部長の命を受け警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、村の職員のうちから村長が任命する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

（補則）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月21日条例第2号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月12日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

＜中川村地震災害警戒本部規程＞

(昭和54年11月13日)
訓令第1号

改正 平成8年7月1日 訓令第6号

平成13年12月12日 訓令第12号

平成19年3月31日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、地震災害警戒本部条例（昭和54年中川村条例第21号）第3条の規定により、地震災害警戒本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 本部は、役場内に置く。

(組織)

第3条 副本部長、本部員及び本部職員は、次の者をもって充てる。

(1) 副本部長 副村長

(2) 本部員 会計管理者、教育長、総務課長、住民税務課長、保健福祉課長、振興課長、建設水道課長、議会事務局長、教育次長、社会福祉協議会事務局長、伊南行政組合消防本部南消防署長、駒ヶ根警察署大草及び片桐駐在所警察官、中川郵便局長、消防団長、東日本電信電話株式会社長野支店長、東海旅客鉄道株式会社飯田支店長、中部電力株式会社駒ヶ根サービスステーション所長

(3) 本部職員 本部員を除く村職員

(部の設置)

第4条 本部に総務部、住民税務部、保健福祉部、振興部、建設水道部、議会部及び教育部を置く。

(所掌事務)

第5条 本部は、地震防災応急対策に係る事務をつかさどる。

附 則

この規程は、昭和54年11月15日から施行する。

附 則（平成8年7月1日訓令第6号）

この規程は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成13年12月12日訓令第12号）

この規程は、平成13年12月12日から施行する。

附 則（平成19年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

＜中川村水防協議会条例＞

昭和 55 年 9 月 19 日条例第 21 号

改正 平成 3 年 3 月 12 日条例第 7 号
平成 8 年 3 月 21 日条例第 2 号
平成 12 年 3 月 7 日条例第 8 号
平成 13 年 12 月 12 日条例第 27 号
平成 15 年 3 月 20 日条例第 19 号
平成 18 年 9 月 27 日条例第 26 号
平成 19 年 3 月 19 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定により、中川村水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 村議会の議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 村消防団を代表する者
- (4) 副村長
- (5) 関係課長の職にある者
- (6) 伊南行政組合消防本部南消防署長
- (7) その他村長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 関係機関及び関係団体の代表者等、その職により委員となった者の任期は、その在職期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(補則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月12日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月21日条例第2号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月7日条例第8号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月12日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前において、すでに任命されている委員については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

＜防災行政無線局管理運用規程＞

(昭和63年3月23日)
(条 例 第 1 号)

改正 平成8年7月1日訓令第6号
平成12年12月22日訓令第8号

(目的)

第1条 この規程は、地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、村内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載携帯型及び可搬型並びに特定の場所に常置して運用する集落可搬型の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、郵政事業庁長官の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別に定める。

(無線系の総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理、運用の業務を総括し管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、村長の職にある者をあてる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括責任者の命を受けその無線系の管理、運用の業務を行うことともに通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長の職にある者を充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名しこれに充てる。

(管理者)

第7条 次の部署に管理者を置く。

- (1) 固定系親局及び基地局の通信操作を行う部署
- (2) 本庁舎以外であって固定系遠隔制御器を配備した出先機関等の部署

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局では施設等の管理、監督の業務を所掌する。

3 管理者は、本庁にあっては当該部署の課長、庁外にあってはその長をもって充てる。

(無線従事者の配置養成等)

第8条 総括責任者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を作成する。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌の記載を行う。

2 基地局に配置された無線従事者は、その相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信管理者は、無線局の運用にたずさわる一般職員とする。

(備付け書類等の管理)

第11条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎日、管理責任者及び通信責任者の査閲をうけるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線業務日誌抄録を毎年12月までに作成し、管理責任者に提出するものとする。

5 管理責任者は、無線従事者選解任届及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎日点検
- (2) 月点検
- (3) 年点検(精密点検)

2 点検項目については、無線設備点検表のとおりとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

- (1) 毎日点検は通信取扱責任者又は管理者

(2) 毎月点検は管理責任者

(3) 年点検は総括管理者

4 予備装置及び予備電池については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果異常を発見したときは、直ちに責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的に通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に合わせた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練、住民への官報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法令等関係法令、無線設備の取扱要領等の研修を行うものとする。

(部外設置の無線設備の管理)

第16条 部外に設置する陸上移動局の無線設備の管理については、別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年7月1日訓令第6号)

この規程は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年12月22日訓令第8号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

＜長野県市町村災害時相互応援協定＞

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによる。

(代表市町村の設置)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 被災者の一時収容のための施設
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線または電話等により他の市町村に要請し、後に文章を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、代表市町村と連絡のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

(別記)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・波田町・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信州新町・信濃町・飯綱町・小川村・中条村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの他の構成市町村に要請するものとする。
- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したいときは、応援物受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努

め、連絡可能となった際は、応援の可否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 甲は、協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改正)

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

＜長野県消防相互応援協定書＞

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は、発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災または地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関をおくものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊を受援した場合、関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防応援 消防隊による応援
- (2) 救助応援 救助隊による応援
- (3) 救急応援 救急隊による応援
- (4) その他の応援 上記以外の応援

(応援の要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれがある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請
(第1要請を除く。)

(3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請
(第1要請を除く。)

2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当

イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金

ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費

エ 消防活動に要した消火剤

オ 燃料及び給食等に要する経費

カ 前アからオに掲げるもののほか応援要請出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

(損害賠償)

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第4章 協議

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則 (平成12年7月1日 一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則 (平成13年7月1日 一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則 (平成15年11月1日 一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則 (平成18年9月1日 一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

別表

区 分	市 町 村 等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

＜災害時の医療救護についての協定書＞

上伊那郡市町村長（以下「甲」という。）と社団法人上伊那医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、各市町村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う医療救護について、本協定に準じ、市町村医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、市町村医師会に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急処置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の検案
- (6) その他必要な事項

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は平成7年4月1日から平成8年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を作成し、甲、乙、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年4月1日

甲	高遠町長	北原三平
	伊那市長	唐澤茂人
	駒ヶ根市長	中原正純
	長野県上伊那郡辰野町長職務代理者	
	辰野町助役	石川一男
	箕輪町長	井沢通治
	飯島町長	早稲田吉次
	南箕輪村長	松村寛
	中川村長	桃沢忠実
	長谷村長	伊藤甲一
	宮田村長	矢田義太郎
乙	社団法人	
	上伊那医師会長	高橋重丈

医療救護活動実施細目

平成7年4月1日付をもって締結した「災害時の医療救護についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（要請）

第1条 要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（医療救護計画の承認）

第2条 甲は、乙から提出された医療救護計画を適当と認めるときは、速やかに承認するものとする。

（医療救護組織）

第3条 医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関よりなる。

2 医療救護班の構成は、医師1名、看護婦2名を標準とし、必要がある場合は、保健婦、助産婦を加えることができる。

（救護所設置の特例）

第4条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する救護所のほか、必要と認めるときは、甲が指定した収容医療機関に救護所を設置することができる。

2 前項の収容医療機関のほか、甲が必要と認めた場合は、その他の医療機関にも救護所を設置することができる。

（実施報告）

第5条 乙は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、実施報告書（別記第1号様式）を甲に提出するものとする。

（医療救護班の費用、扶助費の請求）

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出するものとする。

（1）医療救護班派遣に要する経費

- ・ 実費弁償請求書（別記第2号様式）
- ・ 医療救護班員名簿（別記第3号様式）

（2）医療救護班が携行し使用した医薬品等

- ・ 請求書（別記第4号様式）
- ・ 救助の種目別物資受払状況（別記第5号様式）
- ・ 救護班活動状況（別記第6号様式）
- ・ 病院診療所医療実施状況（別記第7号様式）
- ・ 助産台帳（別記第8号様式）

（3）医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合

- ・ 扶助金支給申請書（別記第9号様式）

（費用等の額）

第7条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の規定による。

（救護所となった医療機関における費用弁償の請求）

第8条 第4条第1項及び第2項に定める医療機関が費用弁償の請求をする場合には、第5条及び第6条に規定する書類を甲に提出するものとする。

(費用等の支払)

第9条 甲は、第6条及び第8条に定める費用弁償等について乙から請求を受理した場合は、その受理した日から30日以内に支払うものとする。

本実施細目を作成し、甲、乙、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年4月1日

甲	高遠町長	北原三平
	伊那市長	唐澤茂人
	駒ヶ根市長	中原正純
	長野県上伊那郡辰野町長職務代理者	
	辰野町助役	石川一男
	箕輪町長	井沢通治
	飯島町長	早稲田吉次
	南箕輪村長	松村寛
	中川村長	桃沢忠実
	長谷村長	伊藤甲一
	宮田村長	矢田義太郎
乙	社団法人	
	上伊那医師会長	高橋重丈

「医療救護活動実施細目」の解説 略

様式 略

＜災害時の歯科医療救護についての協定書＞

上伊那郡市町村長（以下「甲」という。）と社団法人上伊那歯科医師会（以下「乙」という。）とは災害時の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、各市町村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う歯科医療救護について、本協定に準じ、乙の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、市町村医師会に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 歯科医療救護班の編成
- （2） 歯科医療救護班の活動計画
- （3） 関係機関との通信連絡計画
- （4） 指揮系統
- （5） 医薬品、医療器材等の備蓄
- （6） 訓練計画
- （7） その他必要な事項

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護計画に基づき歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護を行う。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 歯科医療に係わる救急処置の実施
- （2） 救急活動の記録
- （3） 死体の検案
- （4） その他必要な事項

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における歯科医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における歯科医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が歯科医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は平成16年1月1日から平成16年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を作成し、甲、乙、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年1月1日

甲	宮田村長	矢田義太郎
	伊那市長	小坂樫男
	駒ヶ根市長	中原正純
	高遠町長	伊東義人
	辰野町長	矢ヶ崎克彦
	箕輪町長	平澤豊満

	飯島町長	高坂宗昭
	南箕輪村長	山口一男
	中川村長	北島靖生
	長谷村長	宮下市蔵
乙	社団法人	
	上伊那歯科医師会長	松田泰明

歯科医療救護活動実施細目

平成16年1月1日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（要請）

第1条 要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（歯科医療救護計画の承認）

第2条 甲は、乙から提出された歯科医療救護計画を適当と認めるときは、速やかに承認するものとする。

（歯科医療救護組織）

第3条 歯科医療救護組織は、歯科医療救護班及び後方医療機関よりなる。

2 歯科医療救護班の構成は、歯科医師、歯科衛生士等とする。

（救護所設置の特例）

第4条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する救護所のほか、必要と認めるときは、甲が指定した収容歯科医療機関に救護所を設置することができる。

2 前項の収容歯科医療機関のほか、甲が必要と認められた場合は、その他の歯科医療機関にも救護所を設置する事ができる。

（実施報告）

第5条 乙は、協定書第3条の規定に基づき歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後、実施報告書（別記第1号様式）を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の費用、扶助費の請求）

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出するものとする。

（1）歯科医療救護班派遣に要する経費

- ・ 実費弁償請求書（別記第2号様式）
- ・ 歯科医療救護班員名簿（別記第3号様式）

（2）歯科医療救護班が携行し使用した医薬品等

- ・ 請求書（別記第4号様式）
- ・ 救助の種目別物資受払状況（別記第5号様式）
- ・ 歯科救護班活動状況（別記第6号様式）
- ・ 病院診療所歯科医療実施状況（別記第7号様式）

（3）歯科医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合

- ・ 扶助金支給申請書（別記第8号様式）

（費用等の額）

第7条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の規定による。

（救護所となった歯科医療機関における費用弁償の請求）

第8条 第4条第1項及び第2項に定める歯科医療機関が費用弁償の請求をする場合には、第5条及び第6条に規定する書類を甲に提出するものとする。

（費用等の支払）

第9条 甲は、第6条及び第8条に定める費用弁償等について乙から請求を受理した場合は、その受理した日から30日以内に支払うものとする。

本実施細目を作成し、甲、乙、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年1月1日

甲	宮田村長	矢田義太郎
	伊那市長	小坂樫男
	駒ヶ根市長	中原正純
	高遠町長	伊東義人
	辰野町長	矢ヶ崎克彦
	箕輪町長	平澤豊満
	飯島町長	高坂宗昭
	南箕輪村長	山口一男
	中川村長	北島靖生
	長谷村長	宮下市蔵
乙	社団法人	
	上伊那歯科医師会長	松田泰明

「歯科医療救護活動実施細目」の解説 略

様式 略

＜災害時等における応急措置に関する協定書・細目書＞

災害時等における応急措置に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び中川村地域防災計画の規定に基づき、中川村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置（以下「応急措置」という。）の実施について、中川村（以下「甲」という。）が中川村建設業協会（以下「乙」という。）に対し要請することに関する基本的事項について、定めるものとする。

(村の要請)

第2条 甲は、法第65条及び中川村地域防災計画に基づき、村単独では十分な応急措置を実施することができない場合は、乙に応急措置の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。

3 甲は、乙以外の関係団体又は建設業者に対しても必要と認めた場合には、応急措置の協力を要請することができるものとする。

(出動方法)

第3条 出動個所については、甲が指定し、乙は甲の要請に基づき各協会員に連絡し、迅速に出動させるものとする。

(費用負担)

第4条 乙が実施する応急措置の費用は、甲が負担する。

(損害補償)

第5条 応急措置の業務に従事した者に係る損害補償は、法第84条第1項及び中川村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第15号）の規定によるものとする。

(協議)

第6条 この協定を実施するための細日については、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成19年7月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年6月29日

甲 中川村長

乙 中川村建設業協会 会長

災害時等における応急措置に関する細目書

この細目書は、中川村（以下「甲」という。）と中川村建設業協会（以下「乙」という。）との間で締結した「災害時における応急措置に関する協定書」第6条第1項の規定により、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、損壊箇所又は危険個所の応急措置、障害物の除去等（以下「応急措置業務」という。）とする。

（担当区域）

第2条 甲と乙は、応急措置業務を円滑に実施するため、あらかじめ乙の協会員（以下「協会員」という。）の担当区域を定めておくものとする。ただし、災害の状況、その他やむを得ない事情が発生したときは、担当区域の変更ができるものとする。

（建設資材等の報告）

第3条 乙は、災害時に稼働可能な協会員が保有する建設資機材、労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、毎年度当初に甲へ報告するものとする。

（実施の要請）

第4条 甲は、応急措置業務の実施を要請するときは、乙に対し、当該業務の内容を具体的に示すものとする。

2 甲と乙との連絡がつかない場合で、乙が緊急に応急措置業務の必要があると自主判断したときは、甲の要請があったものとみなすものとする。

3 乙は、前2項の規定に基づく要請があったときは、速やかに協会員をして応急措置業務を実施させるものとし、その協会員名を甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙から応急措置業務の実施を指示された協会員は、直ちに応急措置業務を実施するものとする。

2 協会員は、前項の応急措置業務に従事するときは、速やかに現場責任者、出勤時間及び建設資機材等を甲に報告するものとする。

（業務の指示）

第6条 応急措置業務の実施に当たっては、甲が指示し、協会員はその指示に従うものとする。なお、第4条第2項の規定により、応急措置業務を実施した場合には、乙は、その実施状況を速やかに甲に報告するものとする。

（業務の完了報告）

第7条 協会員は、応急措置業務を完了したときは、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

（契約）

第8条 応急措置業務を実施したときは、甲と協会員とは、中川村財務規則(昭和53年規則第3号)の規定に基づく手続きにより、契約を締結するものとする。

（協議）

第9条 この細目書に定めのない事項又はこの細目書に関し疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この細目は、平成19年7月1日から適用する。

平成19年6月29日

甲 中川村長

乙 中川村建設業協会 会長

中川村建設業協会 緊急時防災体制 資材機材保有調書

1. 建設機械保有状況

種 別	適 用	単 位	数 量
大型ダンプトラック		台	3
小型ダンプトラック		台	19
大型トラック		台	1
〃 (クレーン付き)		台	0
小型トラック		台	14
トレーラ (セミ)		台	2
連絡車	ライトバン	台	13
マイクロバス		台	1
ブルドーザ	11t級以上	台	0
小型ブルドーザ	9t級以上	台	1
バックホウ	0.25m ³ 級以上	台	12
小型バックホウ	0.25m ³ 級以下	台	26
その他ショベル類		台	5
トラッククレーン (自走式)		台	1
その他クレーン類	ユニック車	台	9
投光器		台	13
発電機	31KVA以上	台	6
小型発電機	30KVA以下	台	16
ポンプ	4インチ以上	台	13
小型ポンプ	3インチ以下	台	33
コンプレッサー		台	8
照明車		台	0
船		隻	1

2. 資材保有状況

種 別	適 用	単 位	数 量
土砂	山土、切込砕石など	m ³	1,000
砂		m ³	110
砕石		m ³	900
土のう		袋	2,000
	トンパック	袋	30
シート	400×400 c m以上	枚	90
ロープ	50メートル巻	個	12
H鋼	200×200 c m以上	本	24
鋼矢板	Ⅱ型×2 m以上	枚	100
簡易鋼矢板	2 m以上	枚	60
鉄線類		k g	300
蛇籠	m ³	本	0
ブロック類		個	0
木材	丸太、角材、2 m以上	本	150
セメント	25 k g	袋	25
コルゲートハイク	ダイポリン含む	m	156
単管パイプ		本	1,060

3. 作業員の確保

種 別	適 用	単 位	数 量
特殊作業員		人	15
普通作業員		人	61

＜災害時等における郵便局と中川村の協力に関する協定書＞

中川郵便局（以下「甲」という。）と中川村（以下「乙」という。）は、中川村内に発生した地震その他災害時において友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第22条3号）第2条第1号に定める災害を言う。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、中川村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することが出来る。

- （1） 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡保険の郵政事業に関わる災害時特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- （2） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等として使用に関すること。
- （3） 甲又は乙が収集した被災市民の避難状況及び被災状況の情報（以下「安否情報」という。）の相互提供に関すること。
- （4） 避難場所における臨時の郵便差出箱の設置に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に甲及び乙が協議して必要と認める事項。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（災害情報等連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 甲は、災害発生時における協力を円滑に遂行するため、乙等が行う防災訓練に参加するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する責任者は、甲においては中川郵便局副局長、乙においては中川村総務課長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成10年10月1日

甲 中川郵便局長

小澤昭夫

乙 中川村長

桃澤忠実

＜災害時等における行方不明者の捜索及び情報の収集伝達に関する協定＞

中川村（以下「甲」という。）と長野県上伊那猟友会中川支部（以下「乙」という。）は、災害時における行方不明者の捜索及び情報の収集伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、村内及びその周辺で行方不明者の捜索が必要となった場合及び大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う行方不明者の捜索及び災害情報の収集伝達に関し、乙が甲に協力するために必要な事項について定めることを目的とする。

（活動の基本）

第2条 この協定による行方不明者の捜索及び情報の収集伝達の活動は、ボランティア精神に基づき行うものとする。

（定義）

第3条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1項第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第4条 甲は、災害等において、村内及びその周辺で行方不明者の捜索が必要と認めるとき及び中川村地域防災行政無線、公衆通信網その他の手段による通信が困難又は不可能な場合で、災害情報の収集伝達が必要と認めるときは、乙に対し、行方不明者の捜索及び情報の収集伝達について協力を要請するものとする。

（情報の提供）

第5条 乙は、甲からの協力要請がなくても必要と思われる行方不明者情報及び災害情報については、甲に提供することができるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため、別紙のとおり連絡責任者を定めるものとする。

（連絡系統）

第7条 甲及び乙との連絡系統は、別表のとおりとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲、乙のいずれかからこの協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）

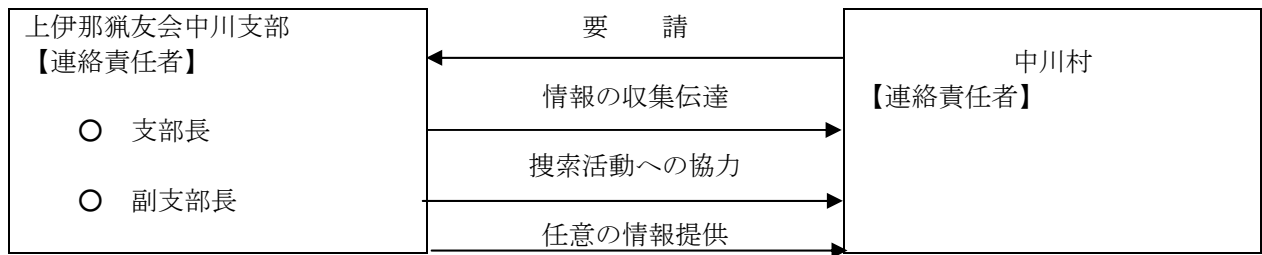
第9条 この協定の定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

附則

乙は乙だけで対応不十分、不可能な場合は上伊那猟友会に協力要請することができる（上伊那猟友会は状況によって各支部に要請するか緊急な場合は広域捕獲隊で対応する。）

別表

連絡系統図



この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年11月30日

甲 中川村大草4045-1
中川村
中川村長

乙 中川村大草3634
上伊那猟友会中川支部
中川村猟友会長

＜避難施設一覧＞

No.	施設名	所在地	構造	収容人員	面積	電話	備考
1	中川東小学校	大草4032	R C	1,200人	3,516㎡	88-3011	
2	中川西小学校	片桐4262	R C	1,200人	3,042㎡	88-3045	
3	中川中学校	片桐4580	R C	1,600人	3,483㎡	88-3070	
4	みなかた保育所	大草4607	S	150人	375㎡	88-2107	
5	片桐保育所	片桐4268	S	150人	405㎡	88-2564	
6	中川村青年婦人会館・武道館	片桐4734	W・R C	44人	96㎡		
7	中川村高齢者創作館	片桐4735	S	45人	97㎡	55-3006	
8	葛島区民会館	葛島631-1	S	120人	267㎡	55-2000	
9	中川村社会体育館	片桐4748	R C	700人	1,796㎡	55-3005	
10	中川文化センター	片桐4757	R C	1,200人	2,994㎡	88-1005	
11	片桐区民会館(介護予防センター西館)	片桐4347	W	140人	310㎡	88-2501	
	合計			6,549人	16,381㎡		

R C：鉄筋コンクリート造

S：鉄骨造

W：木造

＜福祉・避難施設予定地一覧＞

No.	施設名	所在地	電話	備考
1	高齢者デイサービスセンターいわゆり荘	大草4038-1	0265-88-3552	
2	特別養護老人ホーム越百園	飯島町七久保1338-1	0265-89-1222	
3	宅幼老所かつら（旧かつら保育園）	葛島685	0265-88-3337	

＜自主防災組織＞

自主防災組織について

わが国は、地震、台風、豪雨などの大災害に見舞われやすい環境にあります。さらに、無秩序な自然破壊や石油、ガスなどの危険物の集積が進み、現在では恐ろしい災害が起こる可能性がますます大きくなっています。

市町村の防災機関を始め消防機関は、増大する災害の危険性に備えてその機能強化を図っています。

しかし、例えば、大地震などの発生によって電気、電話の不通、道路の損壊、火災の同時多発、水道管の破損などの悪条件が重なると、消防機関の消火活動や救急救護活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことはできないことも考えられます。

このような事態に直面したときに、消火活動、救出救護活動、避難活動などを行うのは、被災地の住民の皆さんのほかにはいないのです。住民のみなさん自身が、そのような防災活動を行うための組織が、自主防災組織です。

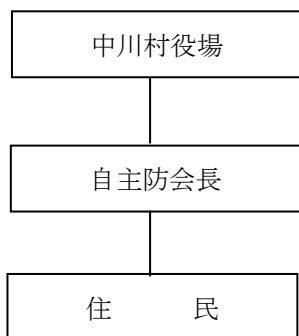
1 自主防災組織の非常時の活動

(1) 情報活動

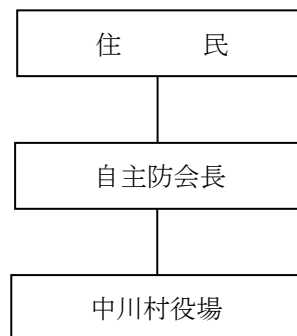
災害が発生する恐れがあるときや発生したときに、的確な予防、応急対策をとるためには、災害に関する正しい情報を迅速に集めて伝えることが必要です。

地域における詳しい情報の伝達ルートとして、自主防災組織の果たす役割は非常に重要です。村や消防機関などからの災害情報や指示を住民へ伝達する場合、地域の被害状況などを村等へ連絡する場合、正確にすばやく伝えることが大切です。

※ 情報伝達系統図



※ 情報収集系統図



(2) 消火活動

地震が発生すると、建物が倒れたり道路が通行できなくなったり、火災が同時に数箇所から発生したり、水道管が破れて消火栓が使用できなくなったりして消防機関の活動は通常の火災のときよりも、非常に制限されてしまいます。従って、常日頃から出火防止に心がけるとともに、万一火災が発生したときは自主防災組織が中心となって初期消火を行うことが大切です。

消火活動はできるだけ組織的に行い、火災が広がって危険になったときは、消火活動を中止し避

難するとともに、消防機関が到着したらその指示に従う。

※ 消火方法

- ・消火器による消火方法
- ・消火栓による消火方法
- ・消火用具（バケツリレー）を使用した消火方法
- ・消防機関と合同で行う消火

(3) 避難誘導活動

災害が発生し、また発生する恐れのあるとき、村長は生命、財産、身体に危険が生ずる恐れのある地域の住民に対して避難の勧告、又は指示を出すことができます。（災害対策基本法第60条）

避難活動は自主防災組織が中心となって行うこととなりますので、避難地、避難ルートなどの避難計画は、あらかじめ村などと協議して定めておくとともに、組織の中で周知徹底しておき、次のことも注意しましょう。

ア 避難情報は、地域内の全ての住民に対して、正確かつ迅速に伝進すること。

イ 避難誘導責任者の指示に従って、全員が組織として集団で行動すること。

ウ 住民が他の組織の住民と混合しないようにするため、自分の地域の目標となる物を携帯すること。

エ 地域内の病人、老人、身体障害者などの所在を確認しておき、担架などにより全員が安全に避難できるようにすること。

(4) 救出救護活動

大きな災害が発生すると多くの負傷者が出て、これらの人たちを救出、救護する必要があります。救出救護活動を行うときには次のことに十分配慮してください。

ア 資機材を有効に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに消防機関等に連絡をとる。

イ 状況に応じてできるだけ周囲の人の協力を求め、二次災害の発生の防止に努めること。

ウ 救出活動に際し、同時に火災が発生した場合には、消火活動を優先して救出に当たること。

エ 負傷者を救出したら、その状態を観察して応急手当をほどこし、医師の手当が必要なときは直ちに医療機関や一時救護所へ運ぶこと。

(5) 給食給水活動

大規模な災害が発生した場合には、停電、断水等の供給停止が予想されることに加えて食料品、飲料水、生活用品も不足することが考えられます。そこで、各家庭においても数日間生活するだけの食料品等を備えておきましょう。

自主防災組織としても、地域内にある井戸、水槽、池等を調べ、災害時に飲料水、生活用水として使用できるようにしておきましょう。

また、食料品等の救援物資の配布計画を立て、各個人が秩序を乱すことのないよう整然と配布できるようにしておきましょう。

2 自主防災組織による防災訓練

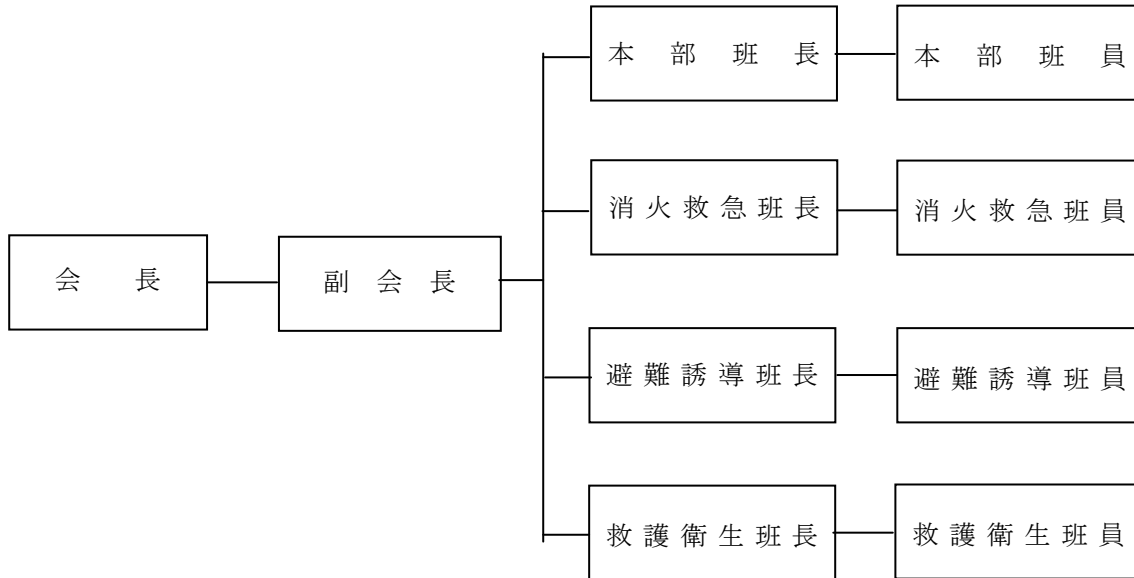
いざというとき冷静な行動をとるためには、日頃の訓練が大切です。9月1日「防災の日」県下一斉に東海地震を想定した訓練が行われます。判定会が招集された後、警戒宣言が発令されたときの対応、さらに地震が起きたときの対応など、各家庭で、また自主防災組織を中心に訓練を計画して行いましょう。

地域防災訓練内容

- ・避難誘導訓練 …………… 自主防災リーダーの指示に従って避難箇所へ移動する。
- ・小型動力ポンプの操作方法 …… 消防団員の指示を受ける。
- ・消火器の扱い方 …………… 消火器の使い方と消火の方法
- ・消火栓の扱い方 …………… 消火栓の開閉及びホースの延長方法
- ・軽傷者の手当 …………… 三角巾の使用方法
- ・担架を使った負傷者の搬送 …… 毛布、ロープ、竹等を使用しての応急担架の作成と搬送方法

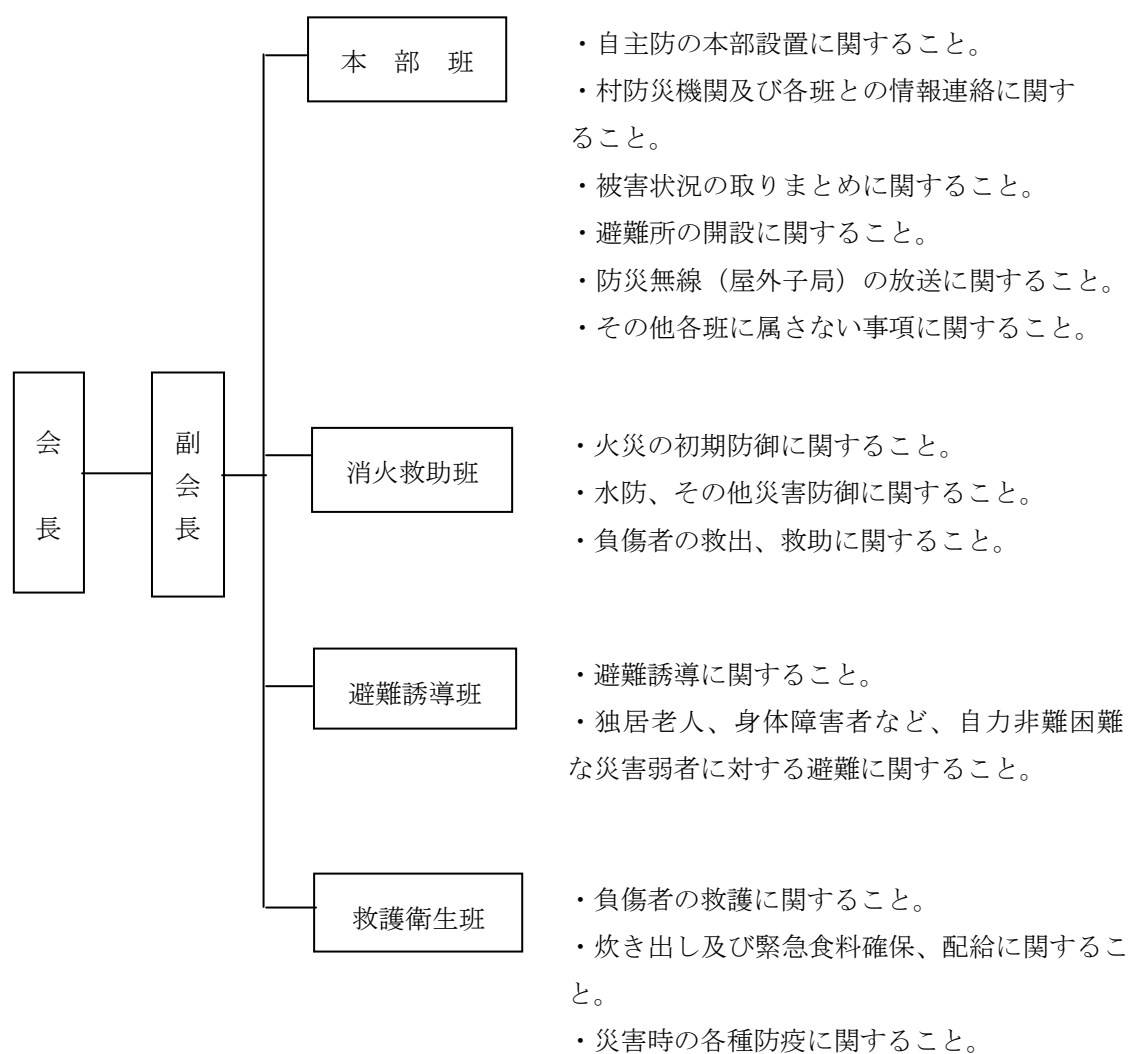
自主防災組織の体制

- 1 村内の各地区ごと、一組織の自主防災組織とする。
- 2 各自主防災組織の体制は、次の組織図のとおりとする



- 3 会長は、地区総代とする。
- 4 副会長は、地区副総代とする。
- 5 各班には班長を置く。
- 6 各班員は、地区に応じた人員を配置する。
- 7 自衛消防団が組織されている地区は、自主消防組織に編入させ、消火救助班を兼任してもよい。

自主防災組織の事務分掌



各班の役割

本部班

1 自主防の本部の設置

大規模な地震、風水害、その他大災害が発生し、また発生する恐れがあるときは、地区の会館及び集会施設に自主防災組織（以下「自主防」という。）本部を設置する。

2 情報連絡（広報）

（1）災害が発生した場合、有線放送等を通じて連絡するほか、地区総代を通して住民への連絡

（2）避難指示などの村、防災関係機関からの重要情報の住民への伝達

3 被害状況の取りまとめ

地域内に発生した災害の被害状況の迅速かつ的確な把握、村、防災関係機関への報告

・被害把握内容

①被害内容（程度）

②災害の原因

③災害の発生した日時

④災害の発生した場所

⑤その他必要な事項

4 避難所の開設

災害が発生し、また発生の恐れのあるとき人的被害等が生じる恐れのある場合に、その被害を避けるため一時避難する場所を定めておく。

（1）広場と施設を兼ね備えたもので、必要に応じて炊き出し、宿泊等を行える場所であること。

（2）原則として、各自主防1箇所とし、会館、集会所等の施設を当てるものとする。

5 防災無線（屋外子局）の取り扱い

災害時の地域情報手段として、村防災行政無線（屋外子局）の活用を する。

（1）防災無線（屋外子局）の管理責任者を明確にするものとする。

① 単独で設置されている地区

② 隣接地区と共同で設置されている地区

③ 地域に共同で設置されている地区

（2）防災無線（屋外子局）の放送設備の鍵の保管

保管責任者

〇〇地区総代

保管責任者不在の場合の対応

（ ）

（3）防災無線の運用

放送責任者

地区総代

責任者

地区副総代

① 単独で設置されていない地区においては、隣接地区と相互に協力体制を確立しておく。

② 管理責任者（地区総代）は、自主防関係者に防災訓練等あらゆる機会をとらえ、取り扱い方を熟知するように指導する。

消火救助班

1 出火防止の徹底

- (1) 地震警戒宣言等が発せられた場合における混乱、地震発生に伴う火災発生防止のため地域内の巡視及び広報を行う。
- (2) 消防団員と連絡をとり、地区の消火栓をはじめ消防水利の点検、確認を行う。

2 初期消火活動

万一火災が発生したときは、消防機関が到着するまで自主防が中心となって、あらゆる消火用具を使い初期消火に努める。

3 負傷者の救出、救助

大地震等の火災発生時には、多数の負傷者と火災の同時多発が予想される。

救出活動を行うときには、次のことを十分に配慮する必要がある。

- (1) 資機材を有効に活用するとともに、必要と認められる場合には速やかに消防機関に連絡をとる。
- (2) 行方不明者の捜索や応援復旧対策等の実施にあたっては、状況に応じてできるだけ周囲の人の臨力を求め、二次災害の発生防止に努める。
- (3) 救出活動に際し、同時に火災が発生した場合には、消防活動を優先して救出に当たる。

避難誘導班

1 避難誘導について

- (1) 災害が発生した場合に、住民が速やかに避難できるよう避難経路の安全点検及び、障害物の除去を行う。
- (2) 避難経路は、災害の発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を指示する。
- (3) 危険場所には、標示、縄張りを行い状況により誘導員を配置する。
- (4) 災害の状況に応じた適切な避難誘導ができるよう、独居老人、身体障害者、高齢者など自力避難の困難な災害弱者に関しては、あらかじめ実態を把握しておき、事前に援助者を定めておくなどして対応する。(プライバシーに十分留意すること)
- (5) 避難所の人員確認について、自主防内で相互連携をとり迅速に把握し、本部より村関係機関に報告する。

救護衛生班

1 負傷者救護

災害により負傷者が救出されたときは、応急手当を施し医師の手当が必要なときは、直ちに医療機関や一時救護所へ搬送する

2 炊き出し

地震、風水害、大火、その他の災害が発生した場合、また発生の恐れがある場合に実施する。

(1) 罹災者に対し行う場合

①避難所に収容された者

②住居が被害にあつて炊事ができない場合

(2) 災害時における救助作業等、応急処置、その他応急復旧作業に従事する者に対し給食を行う場合

(3) 炊き出しの実施方法は、原則として避難場所等において赤十字奉仕団、地元住民の協力を得て実施する。

3 防疫及び消毒

被災地及び避難場所における伝染病及び環境の悪化を防止するため、村並び保健所等の関係機関と相互に連携し、適明な消毒、防疫、清掃活動を実施する。

〈自主防災組織編成表〉

大草地区			片桐地区			葛島地区		
1	飯沼地区	自主防災組織	1	横前地区	自主防災組織	1	葛北地区	自主防災組織
2	美里地区	〃	2	針ヶ平地区	〃	2	柏原地区	〃
3	北組地区	〃	3	小平地区	〃	3	渡場地区	〃
4	下平地区	〃	4	竹の上地区	〃	4	柳沢地区	〃
5	八幡平地区	〃	5	小和田地区	〃			
6	中組地区	〃	6	中央地区	〃			
7	沖町地区	〃	7	中通地区	〃			
8	三共地区	〃	8	上前沢地区	〃			
9	南陽地区	〃	9	田島地区	〃			
10	桑原地区	〃	10	中田島地区	〃			
			11	南田島地区	〃			
			12	牧ヶ原地区	〃			
			13	南原地区	〃			

＜避難時の地区指定集合場所一覧＞

	地区	地区指定集合場所	所在地	有線	管理者
大 草	飯沼	飯沼農民センター	中川村大草1137-8	55-0001	地区総代
	美里	美里集会所	中川村大草2144-1	55-0003	〃
	〃	丸尾生活改善センター	中川村大草1856-3	55-0002	〃
	〃	神又集会所	中川村大草2938-1	55-0004	〃
	北組	北組会館	中川村大草3319-1	55-0005	〃
	下平	下平集会所	中川村大草3966-5	55-0006	〃
	八幡平	八幡平会館	中川村大草4900-5	55-0007	〃
	中組	中組会館	中川村大草4536-1	55-0008	〃
	〃	沖町会館	中川村大草4802-1	55-0009	〃
	〃	三共会館	中川村大草5281-3	55-0011	〃
	〃	北林集会所	中川村大草6616-3	55-0010	〃
	〃	間柱集会所	中川村大草5447-3	55-0012	〃
	〃	南陽生活センター	中川村大草5882	55-0013	〃
	〃	桑原会館	中川村大草6892	55-0014	〃
	葛 島	葛北	葛北公会堂	中川村葛島319-1	55-0015
柏原		柏原集会所	中川村葛島838-1	55-0016	〃
渡場		渡場会館	中川村葛島945-2	55-0018	〃
〃		渡場南集会所	中川村葛島1455-57	55-0019	〃
柳沢		柳沢集会所	中川村葛島2518-2	55-0020	〃
片 桐	横前	横前集落センター	中川村片桐6190-1	55-0021	〃
	針ヶ平	針ヶ平集会所	中川村片桐6509-4	55-0022	〃
	小平	小平集会所	中川村片桐7214	55-0023	〃
	竹の上	竹の上集落センター	中川村片桐5808-1	55-0024	〃
	小和田	小和田集会所	中川村片桐5037	55-0025	〃
	中央	中央集会所	中川村片桐3781-1	55-0026	〃
	〃	中通集会所	中川村片桐3505-1	55-0027	〃
	〃	上前沢集会所	中川村片桐3184-8	55-0028	〃
	〃	田島会館	中川村片桐2829-1	55-0029	〃
	〃	中田島会館	中川村片桐1602	55-0030	〃
	〃	南田島集会所	中川村片桐639	55-0031	〃
	〃	牧ヶ原集会所	中川村片桐4674		〃
	〃	南原会館	中川村片桐4620-25	55-0032	〃

＜食糧・物資等販売業者一覧＞

米穀販売店

名 称	所 在 地	電 話	F A X
上伊那農業協同組合中川支所	大草4074	88-3006	88-3903
上伊那農業協同組合中川支所(片桐)	片桐3969	88-3042	88-3930

食糧品販売店

名 称	所 在 地	電 話	F A X
上伊那農業協同組合中川支所	大草4074	88-3006	88-3903
チャオ生鮮食品館	片桐3969	88-1122	88-1123
玉屋商店	大草4797	88-2032	
米山商店	葛島803-1	88-3779	
セブンイレブン信州中川村店	片桐1766-1	88-3202	

物資の調達品

品 名	調達可能量	調達先	所在地	電 話
毛 布	150枚	江戸屋他	片桐4000番地他	江戸屋88-2530
布 団	200枚	江戸屋他	片桐4000番地他	江戸屋88-2530
作 業 服	200着	江戸屋他	片桐4000番地他	江戸屋88-2530
子 供 服	500着	江戸屋他	片桐4000番地他	江戸屋88-2530
肌 着	1,000着	江戸屋他	片桐4000番地他	江戸屋88-2530
地下足袋	200足	上伊那農協他	大草4074・片桐3969他	片桐支所88-3042 中川支所88-3006
運 動 靴	200足	上伊那農協他	大草4074・片桐3969他	〃
カ ッ パ	100着	上伊那農協他	大草4074・片桐3969他	〃
鍋	500個	恵比寿屋薬店	大草4514他	恵比寿屋88-2043
包 丁	100丁	恵比寿屋薬店	大草4514他	恵比寿屋88-2043
バ ケ ツ	50個	恵比寿屋薬店	大草4514他	恵比寿屋88-2043
洗 面 器	100個	恵比寿屋薬店	大草4514他	恵比寿屋88-2043
湯 沸 かし	100個	恵比寿屋薬店	大草4514他	恵比寿屋88-2043
食 器	500個	恵比寿屋薬店	大草4514他	恵比寿屋88-2043
日 用 品	100個	上伊那農協他	大草4074・片桐3969他	片桐支所88-3042 中川支所88-3006
光熱材料		上伊那農協他		〃

燃料等

品 名	調達可能量	調達先	所在地	電 話
プロパンガス	50本	北原産業中川出張所	片桐2683	北原産業88-2540
灯 油	500リットル	J A南向スタンド	大草4064	88-2995
ガソリン	100リットル	J A片桐スタンド	片桐3932-1	88-2525
軽 油	100リットル	天竜石油	片桐7115	88-2116

＜医療機関、薬局等一覧＞

1 村内医療機関

名 称	所 在 地	診察科目	電 話
南向診療所	中川村大草4043-3	内科・小児科・X線	88-2019
片桐診療所	中川村片桐3935	内科・小児科・X線	88-2512

2 村内歯科医院

名 称	所 在 地	診察科目	電 話
下平歯科医院	中川村片桐4112-1	歯科	88-3576

3 災害拠点病院

種 別	名 称	所 在 地	電 話
基幹災害医療センター	長野赤十字病院	長野市若里5-22-1	026-226-4131
地域災害医療センター	伊那中央病院	伊那市荒井1313-1	0265-72-3121
地域災害医療センター	飯田市立病院	飯田市八幡町438	0265-21-1255

4 上伊那、下伊那医療圏救急告示病院

(18.1.1現在)

保健医療圏	病院診療所の別	名 称	開設者	所在地	電 話	認定の有効期限年月日
上伊那	病 院	両小野国保病院	両小野国保病院組合	上伊那郡辰野町大字小野筑353	0266-46-2017	H20.1.30
		伊那中央病院	伊那中央行政組合	伊那市荒井1313-1	0265-72-3121	H18.3.31
		町立辰野総合病院	辰野町	上伊那郡辰野町大字伊那富3351	0266-41-0238	H20.1.30
		昭和伊南総合病院	伊南行政組合	駒ヶ根市赤穂3230	0265-82-2121	H20.1.30
飯伊	病 院	長野県立阿南病院	長野県	下伊那郡阿南町北条2009-1	0260-22-2121	H20.1.30
		飯田市立病院	飯田市	飯田市八幡町438	0265-21-1255	H20.1.6
		下伊那赤十字病院	日赤	下伊那郡松川町元大島3159-1	0265-36-2255	H20.1.30
		下伊那厚生病院	厚生連	下伊那郡高森町吉田481番地13	0265-35-7511	H20.5.8

5 薬局・薬店

名 称	所 在 地	電 話
加藤薬局(有)	中川村片桐4000	88-6050

＜清掃業者等一覧＞

1 一般廃棄物収集運搬業許可

No.	事業所名	住所	電話	廃棄物の種類
1	(有)トラストン	中川村大草3950-1	0265-88-3255	脱水汚泥
2	(有)ファットエヴァー	伊那市富県3429-5	0265-76-5137	可燃ごみ・家電4品目・粗大ごみ
3	(株)キタニ	伊那市福島320-1	0265-72-3340	可燃ごみ・粗大ごみ
4	宮下建設工業(株)	中川村片桐4030	0265-88-3034	木くず(流木)
5	(有)食の安全支援隊	中川村片桐368	0265-88-3339	生ごみ
6	(株)信州ウエイスト	伊那市西春近5806	0265-73-9533	可燃ごみ・金属類・木くず・廃プラ類・その他
7	(有)松岡産業	駒ヶ根市赤穂14616-25	0265-83-2551	木くず・生ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ
8	(株)南信美装伊那	伊那市東春近549-3	0265-76-6100	可燃物・不燃物・ビン・缶・ダンボール
9	(株)イナック	上伊那郡宮田村5339	0265-85-4111	粗大ごみ・可燃ごみ・不燃ごみ・家電4品目
10	(株)アイ・コーポレーション	岡谷市川岸東1-4-23	0266-24-0110	粗大ごみ・可燃ごみ・資源物・不燃ごみ・家電4品目
11	(株)セイビ社	駒ヶ根市赤穂14-865	0265-83-4808	可燃ごみ・資源ごみ
12	(株)那須屋興産	伊那市西春近4990	0265-78-8208	可燃ごみ
13	(有)マツムラ	上伊那郡飯島町飯島243	0265-86-2734	可燃ごみ・資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・家電4品目
14	直富商事(株)	長野市大字大豆島33972	026-222-1880	可燃ごみ・動植物性残渣
15	(株)シーテック	名古屋市瑞穂区洲雲町4-45	052-852-6911	流木・落ち葉
16	清村商店	上伊那郡宮田村7611-4	0265-85-2123	可燃ごみ
17	(有)宮田衛生社	上伊那郡宮田村6195-99	0265-85-2067	し尿・浄化槽汚泥・生活雑排水
18	(有)七久保衛生社	上伊那郡飯島町七久保2622-2	0265-86-2648	し尿・浄化槽汚泥・生活雑排水
19	金子建設(有)	中川村大草5220	0265-88-2036	缶類・ビン類・有害ごみ・不燃ごみ
20	(有)加藤産業	下伊那郡高森町下市田2422-52	0265-35-5304	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源物・家電4品目

2 一般廃棄物処分業許可

No.	事業所名	住所	電話
1	宮下建設工業(株)	中川村片桐4030	0265-88-3034
2	(有)食の安全支援隊	中川村片桐368	0265-88-3339
3	(株)シーテック	名古屋市瑞穂区洲雲町4-45	052-852-6911

3 浄化槽清掃業許可

No.	商店名	住所	電話
1	(有)七久保衛生社	飯島町七久保2622番地2	86-2648
2	(有)宮田衛生社	宮田村6195番地99	85-2067

(注) 掲載事業者は平成19年3月末現在の許可事業である。

4 処理施設

No.	施設名	住所	電話
1	伊那中央清掃センター	伊那市美原7867-1	78-3197
2	伊南衛生センター	駒ヶ根市赤穂14616-4	82-3973

5 防疫薬剤使用基準

浸水程度	クレンジール (家庭配布用 室内)	生石灰 (家庭配布用 便所等)	8%次亜塩素酸ソーダ (家庭配布用)
床上浸水	1戸あたり 200g	1戸あたり 6kg	1戸あたり 20kg
床下浸水	1戸あたり 100g	1戸あたり 6kg	

資料番号 24

<死体収容所及び埋・火葬所一覧>

収容所・埋葬所	所在地	電話
常泉寺	大草5, 151番地	88-2024
浄蓮寺	葛島161番地	88-2086
延寿院	葛島695-1番地	88-2139
祐源寺	片桐6, 185番地	88-2742
中川村営大草墓地	大草400-4番地	
中川村営片桐墓地	片桐2, 598番地	

火葬場名	住所	電話
伊南行政組合北の原火葬場	駒ヶ根市赤穂14639-1番地	0265-82-4247
伊那市営火葬場	伊那市荒井3014-2番地	0265-72-4749
飯田市営火葬場	飯田市今宮4-5511-3番地	0265-23-5863

資料番号 25

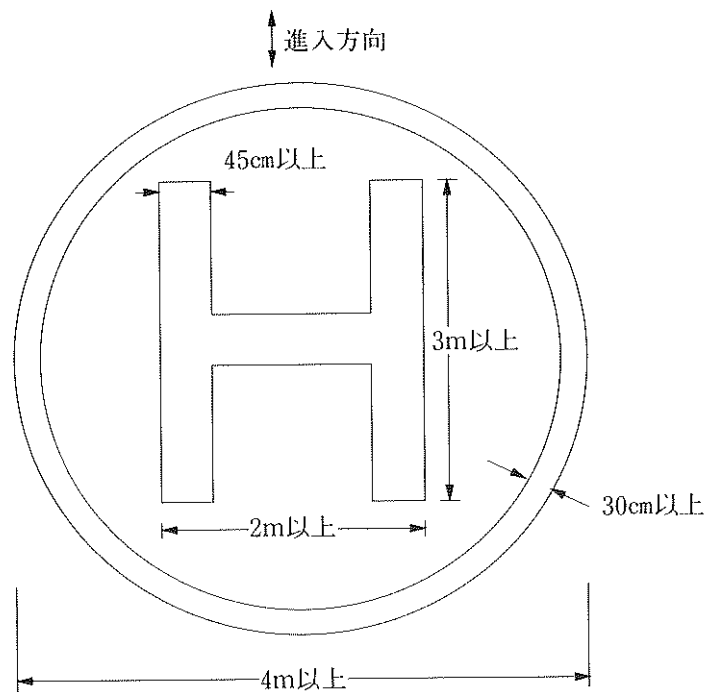
<臨時ヘリポート等一覧>

災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

No.	所在地住所	ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ
		専用	名称		大型	中型	小型	長さ×巾(m)
物拠1	片桐4711		サンアリーナ	中川村長				54×38
H拠1	片桐4742		村民グラウンド	〃	○			110×100
1	片桐4580		中川中学校グラウンド	中学校長	○			120×80

資料番号 26


<ヘリポートの表示>



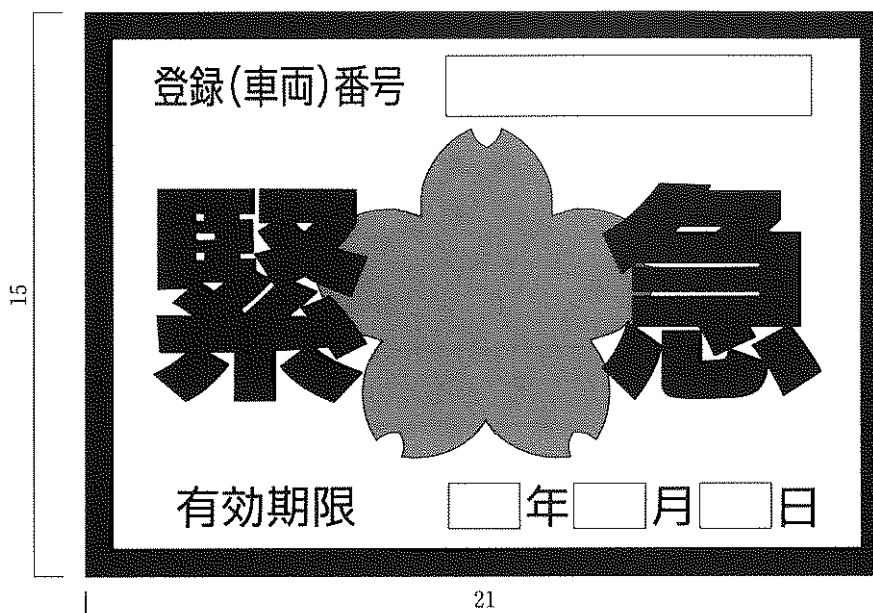
資料番号 27

<緊急輸送車両確認申出書及び標章>

1 確認申出書

年 月 日			
緊急輸送車両確認申出書			
長野県知事	殿	氏名 	
輸 送 目 的			
番号標に表示されている番号			
輸 送 人 員 または品名			
使 用 者	住所		
	氏名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考			

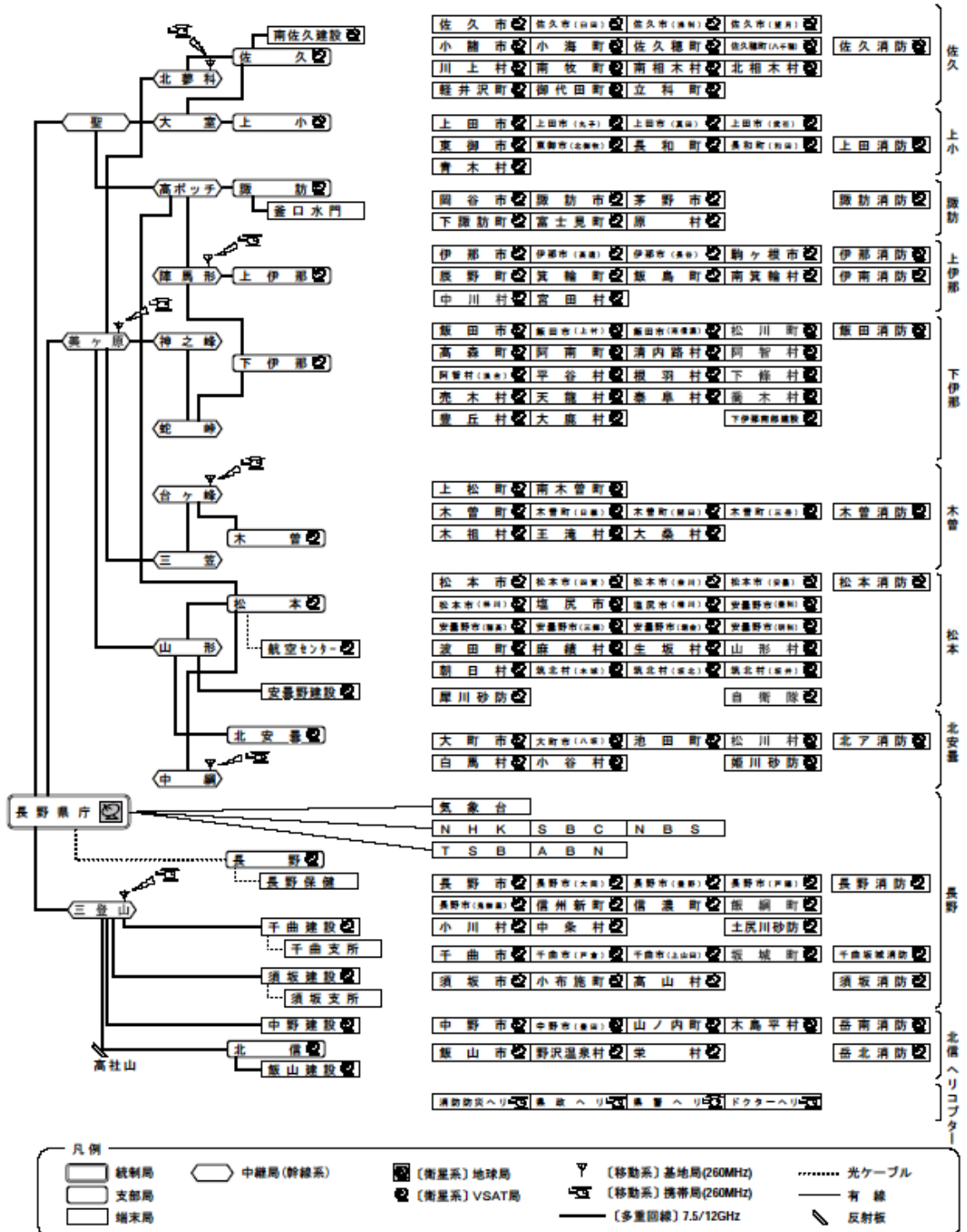
2 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

<防災無線等の体系>

[平成19年12月1日]



局所数	地上系	衛星系	移動系	端末局内訳(地上系/衛星系()は有線接続で内書)												
統制局	1	1		種別	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信	計	
支出局	10	10		市町村	/ 15	/ 9	/ 6	/ 10	/ 18	/ 9	/ 20	/ 6	/ 17	/ 7	/ 117	
端末局	17	143		消防	/ 1	/ 1	/ 1	/ 2	/ 1	/ 1	/ 1	/ 1	/ 3	/ 2	/ 14	
移動局			4	集現地	1/ 1	/	1/	/	1/	/	2 (1)/ 3	/ 1	5 (3)/ 3	2/ 2	11 (4)/ 11	
中継局(基地局)	14		(6)	圏等	/	/	/	/	/	/	/ 1	/	6 (6)/	/	6 (6)/ 1	
計	42	154	10	計	1/ 17	0/ 10	1/ 7	0/ 12	0/ 20	0/ 10	2 (1)/ 25	0/ 8	11 (9)/ 23	2/ 11	17 (10)/ 143	

* 中継局に反射板1を含む。移動系基地局は中継局に併設のため内書。

＜災害非常対策規程＞

平成11年5月

株式会社 エコーシター・駒ヶ岳

(目的)

第1条 この規程は災害時における迅速かつ適確な対応及び災害予防対応について、当社事業の社会的使命を効果的に達成する事を目的とし定める。

(定義)

第2条 この規程の災害時とは、震度5以上の地震、大規模な風水害、火山活動、事変その他の災害の発生により、重大な被害が発生もしくは発生を予測される場合の事をいう。

(防災会議)

第3条 この目的を達成するため、常務を長とする防災会議を設ける。この会議は年1回以上開催し、活動効果を高める方策を講ずる。

(教育・訓練)

第4条 防災意識向上と災害対策及び対応のための社員教育及び訓練を年1回以上実施する。

(対策備品及び緊急応援連絡網)

第5条 災害対応のための備えを下記により行う。

2 備品は別紙1により備える。

3 メーカー、保守会社と緊急応援体制を別表2により整える。

(災害対策本部の設置)

第6条 2条の災害発生時及び発生が予測される場合、社長の命により本部を設置する。

2 本部長は常務が当たり、全体を総理する。

3 本部長は発令の伝達招集、避難、必要な保全、情報収集、施設復旧作業、緊急放送体制、その他必要な活動を指揮する。

(班の組織)

第7条 本部長の下には次の班を設ける。構成及び役割分担は別紙3のとおりとし、編成は予め本部長が組織する。

[班名と所掌]

本部班 当社の被害状況の把握、災害情報の収集、各班への指示・掌握、社外との連絡

施設班 被害掌握と応急対策策定と実施、行政災害対策本部へ放送用電話機設置、保守工事業者に応援依頼、機材、車両の確保

放送班 放送機器の点検・復旧、緊急放送体制への切替、災害の取材・放送伝送路の被災状況により施設班の応援

通信班 通信機器の点検・上位回線の点検・伝送路の被災状況により施設班の応援ネット加入者に対し災害対策本部情報伝達

(行政災害対策本部との連携)

第8条 本部長は行政災害対策本部と連携を持ち、すみやかに下記の対応を行う。

2 行政災害対策本部へ災害放送用電話機を設置する。(駒ヶ根・飯島・宮田・中川)

3 行政災害対策本部へテレビ中継車を設置する。但し職員体制上、人的に制約があり設置の場所（行政）・設置の可否は本部長の指示による。

（駒ヶ根以外は役場内中継設備を使用）

4 行政災害対策本部より住民への情報伝達を最優先とするための自主放送体制に切り替える。

（災害放送の基準）

第9条 放送の基準は下記による。

1 音声告知放送

①災害情報及び災害対策情報は災害対策本部より音声告知放送により直接放送を基本とする。

②音声告知放送は、緊急放送を優先する。

2 CATV

①7チャンネルは緊急災害情報放送に切替える。

②災害状況等は取材により事実を放送する。

3 インターネット

①CEKホームページ上での情報提供

②ネット加入者へのメールによる情報提供

※ 発生時は混乱により間違った情報が飛び交うことが予想される。

当社からの放送は災害対策本部情報及び当社で取材した事実のみ放送する。

別表 1 災害対応備品

総務課		・救急用品 ・懐中電灯 ・電池 ・トランジスタラジオ
技術課施設係	資材	・ケーブル (12C=500m ・8C=1,000m ・5C=2,000m) ・光ケーブル100m ・コネクタ類各種一式
	備品	ガソリン ・ディーゼル軽油 (〇)
	車両関係	
技術課通信係		
放送課		

別紙 2 緊急保守応援依頼体制

通信課	ネット系設備 中川村VoIP設備	(株)長野県協同電算 (株)セクター (株)富士通
	MCA/Cセンター	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)
放送課	放送設備	パナソニック(株)長野支店 パナソニックシステムソリューションズジャパン(株) パナソニックテクニカルサービス
施設課	線路設備	(株)アストロ電器
	線材	システムサポート
	電源	中部電力(株)
総務課		

電話番号等細部別紙

別紙 3 職員 班 編成表

		役割分担
本部長 副本部長	常務 部長	全体の指揮
本部班	総務課職員	・職員連絡招集 ・外部応援依頼 ・飲料水、食料手配と確保 ・情報収集 ・班相互の連携、応援調整
施設班	技術課 施設系職員	・燃料の購入確保 ・機器機材点検 ・対策本部電話機設置 ・伝送路点検
放送班	放送課職員	・放送機器点検 ・対策本部中継車設置 ・災害放送準備 ・被災状況取材 ・音声告知センター点検
通信班	技術課 通信系職員	・通信機器点検 ・MCA/Cセンター点検 ・上位回線点検 ・中川村VoIP設備点検

注 被災後、危険を伴うと思われる巡視・作業・取材等は複数で行う

＜重要水防区域一覧＞

水防管理団体名	区域番号	河川名	河川管理者名	河川の種別	左岸右岸の別	警戒の度合	延長(㉔) (箇所)	場所(目標)	位(㉕)	予想される水位	区分と予想される水位	水防工法	
中川村	1	天竜川	国	一級	左	重点	290	渡場			堤防高	積土のう	
	2	天竜川	国	一級	左	A	1380	渡場			堤防断面		
	3	天竜川	国	一級	左	A	290	渡場			堤防高	積土のう	
	4	天竜川	国	一級	左	A		渡場			工作物		
	5	天竜川	国	一級	左	B	930	渡場			堤防高	積土のう	
	6	天竜川	国	一級	左	A	1860	葛島			堤防断面		
	7	天竜川	国	一級	左	A	20	葛島			水衝先堀	蛇籠張り	
	8	天竜川	国	一級	左	A	630	葛島			堤防高	積土のう	
	9	天竜川	国	一級	左	B	130	葛島			堤防高		
	10	天竜川	国	一級	左	B	1230	葛島			堤防高	積土のう	
	11	天竜川	国	一級	左	B	100	葛島			水衝先堀	蛇籠張り	
	12	天竜川	国	一級	左右	B		葛島・田島			工作物		
	13	天竜川	国	一級	左	A	30	飯沼			堤防高		
	14	天竜川	国	一級	左	A	540	飯沼			堤防高	積土のう	
	15	天竜川	国	一級	左	A	510	飯沼			堤防断面		
	16	天竜川	国	一級	左	A	40	飯沼			堤防高		
	17	天竜川	国	一級	左	B	620	飯沼			堤防断面		
	18	天竜川	国	一級	左	B	590	飯沼			堤防高	積土のう	
	19	天竜川	国	一級	左右	B		飯沼			工作物		
	20	天竜川	国	一級	右	A	100	田島			堤防高		
	21	天竜川	国	一級	右	B	120	田島			水衝先堀	蛇籠張り	
	22	天竜川	国	一級	右	A	20	小和田			堤防高		
	23	天竜川	国	一級	右	A	1340	小和田			堤防断面		
	24	天竜川	国	一級	右	A	470	小和田			堤防高	積土のう	
	25	天竜川	国	一級	右	A	250	小和田			水衝先堀	蛇籠張り	
	26	天竜川	国	一級	右	A	50	小和田			堤防高		
	27	天竜川	国	一級	右	A	800	小和田			堤防高	積土のう	
	28	天竜川	国	一級	右	注意	670	中央			新堤防		
	29	小渋川	国	一級	右	B	300	葛島			堤防断面		
	30	保谷沢川				左右	B	100	熊の洞			護岸等の老朽	木流しむしろ張り
	31	前沢川				左右	B	300	国道前沢橋上下流			護岸等の老朽	木流しむしろ張り
	32	前沢川				左	B	300	青木橋上			護岸等の老朽	木流しむしろ張り

33	前沢川			左	B	600	中央旧道上流		護岸等の老朽	木流しむしろ張り
34	前沢川			左右	B	400	日向沢川合流点		護岸等の老朽	木流しむしろ張り
35	矢村沢川			左右	B	150	中央村道上流		護岸等の老朽決壊	木流し積土俵
36	矢村沢川			左右	B	70	中央国道上流		護岸等の老朽決壊	木流し積土俵
37	坊ヶ沢川			左右	A	300 200	小和田国道上下流		堤防余裕高不足越水	木流し積土俵
38	日向沢川			左右	B	650	前沢川合流点上流		護岸等の老朽決壊	木流し積土俵
39	子生沢川			右	B	1700	小平町村境		堤防余裕高不足	積土俵
40	南沢川			左右	B	180 220	天竜川合流点上流		護岸等の老朽	むしろ張り
41	南沢川			左右	B	40	国道上流～町村境		天然護岸洗堀	木流し蛇籠布せ
42	大谷沢川			左右	B	1700	中組四ツ宮神社下流		護岸等の老朽決壊	木流し積土俵
43	和見沢川			左右	B	200	県道下流～天竜川合流点		堤防余裕高不足越水	積土俵
44	柿沢			左右	B	70	村道上流～砂防えん提		護岸の老朽堤防余裕高不足	積土俵
45	洞ヶ沢川			左右	A	300	小和田国道上下流		堤防余裕高不足越水	積土俵
46	郷土沢川			左右	B	200	小和田竹の上界		護岸等の老朽決壊	木流し積土俵
47	鳳来沢川			左右	B	180	天竜川合流点上流		護岸の老朽堤防余裕高不足	木流し積土俵
48	苦木沢川			左右	B	50	県村道交差点上流		護岸の老朽決壊越水	木流し積土俵

＜危険箇所等一覧＞

1 地すべり危険箇所（建築部所管）

番号	箇所名
81	大草

2 地すべり危険箇所（土木部所管）

事業所名	番号	箇所名
伊那	204	飯沼南
	205	中田島
	206	小渋
	207	小和田
	208	飯沼

(平成17年4月1日現在)

	箇所数
山腹崩壊危険地区	11
崩壊土砂流出危険地区	10
民有林林道における災害発生危険箇所	6
土砂崩壊危険箇所	17

} 次頁参照

山腹崩壊危険地区

地区番号	市町村	大字	小字	保全対象		
				人家(戸)	公共施設(棟)	道路
1	上伊那郡中川村	片桐	山の神	15	1	国道
2	上伊那郡中川村	片桐	鬼渡	4	0	国道
3	上伊那郡中川村	片桐	大平	10	0	市町村道
4	上伊那郡中川村	片桐	坊林	20	0	国道
5	上伊那郡中川村	片桐	北比良	6	0	市町村道
6	上伊那郡中川村	片桐	臼割沢	5	0	市町村道
7	上伊那郡中川村	片桐	日向	7	0	市町村道
8	上伊那郡中川村	片桐	日影林	6	0	市町村道
9	上伊那郡中川村	片桐	駒形	22	1	市町村道
10	上伊那郡中川村	片桐	小段	37	1	市町村道
11	上伊那郡中川村	片桐	南沢	45	1	国道

崩壊土砂流出危険地区

地区番号	市町村	大字	小字	保全対象		
				人家(戸)	公共施設(棟)	道路
1	上伊那郡中川村	片桐	子生沢	6	0	国道
2	上伊那郡中川村	片桐	栗生沢	0	0	国道
3	上伊那郡中川村	片桐	郷土沢	3	0	国道
4	上伊那郡中川村	片桐	洞	20	0	国道
5	上伊那郡中川村	片桐	坊林	16	0	国道
6	上伊那郡中川村	片桐	矢村沢	32	0	国道
7	上伊那郡中川村	片桐	大畔沢	120	0	国道
8	上伊那郡中川村	片桐	八幡	20	0	市町村道
9	上伊那郡中川村	片桐	北洞	30	0	市町村道
10	上伊那郡中川村		飯田田	0	0	市町村道

3 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所数			
箇所数 (Ⅰ)	箇所数 (Ⅱ)	箇所数 (Ⅲ)	合計
19	31	6	56

箇所番号	箇所名
38611001	飯沼1
38611002	飯沼2
38611003	柳沢1
38611004	渡場2
38611005	小平1
38611006	小和田2
38611007	小和田南
38611008	小和田1
38611009	牧ヶ原
38611010	南原
38611011	中央1
38611012	中央2
38611013	田島
38611014	田島上
38611015	中田島
38611016	中田島南
38611017	南田島1
※ 38611018	南田島2
38611019	南田島3
38612001	飯沼3
38612002	飯沼4
38612003	飯沼5
38612004	飯沼6
38612005	美里
38612006	飯沼7
38612007	北組5
38612008	北組2
38612009	北組1
38612010	北組4
38612011	北組3
38612012	中組
38612013	下平1
38612014	三共2
38612015	三共1
38612016	桑原6
38612017	桑原4
38612018	桑原3
38612019	桑原1

続き

	箇所番号	箇所名
	38612020	柳沢2
	38612021	小和田北
	38612022	中央3
	38612023	中央4
	38612024	中通1
	38612025	上前沢
	38612026	中田島北
	38612027	南田島4
	38612028	南田島南
	38612029	南田島5
	38622001	南陽
	38622002	渡場1
	38623001	飯沼8
	38623002	飯沼9
	38623003	美里2
	38623004	下平2
	38623005	中通2
	38623006	中通3

4 土石流危険溪流

土石流危険溪流			
溪流数 (Ⅰ)	溪流数 (Ⅱ)	溪流数 (Ⅲ)	合計
29	38	8	75

	溪流番号	河川名	溪流名
※	38601001	四徳川	四徳川
	38601002	四徳川	尾梨沢
	38601003	天竜川	和美沢 (2)
	38601004	天竜川	和美沢 (1)
	38601005	天竜川	和美沢 (3)
	38601006	天竜川	松ヶ窪沢
	38601007	手取沢川	手取沢 (1)
	38601008	手取沢川	手取沢 (2)
	38601009	手取沢川	権言沢
	38601010	手取沢川	手取沢 (3)
	38601011	手取沢川	手取沢 (4)
※	38601012	天竜川	兔沢 (1)
	38601013	天竜川	兔沢 (2)
	38601014	天竜川	兔沢 (3)
	38601015	天竜川	堂洞沢川
	38601016	天竜川	深沢川 (1)
	38601017	天竜川	間柱 (1)
	38601018	天竜川	狐沢
	38601019	南沢川	南沢
	38601020	南沢川	宮沢
※	38601021	天竜川	堂ヶ沢
	38601022	天竜川	坊ヶ沢
	38601023	天竜川	矢村沢川
※	38601024	保谷沢川	柿沢
	38601025	保谷沢川	古瀬坂沢
※	38601026	保谷沢川	八幡沢
	38601027	保谷沢川	北洞沢
	38601028	保谷沢川	南田島
	38601029	保谷沢川	会ノ沢
	38612001	天竜川	和美沢 (4)
	38612002	天竜川	後ヶ沢
	38612003	和美沢	美里
	38612004	手取沢川	手取沢 (5)
	38612005	手取沢川	長岩沢
	38612006	天竜川	飯沼 (1)
	38612007	天竜川	飯沼 (2)
	38612008	天竜川	樽沢
	38612009	天竜川	飯沼 (3)
	38612010	大谷沢川	北組
	38612011	大谷沢川	大谷沢 (1)
※	38612012	大谷沢川	大谷沢 (2)

続き

	溪流番号	河川名	溪流名
	38612013	天竜川	深沢川(2)
	38612014	天竜川	深沢川(3)
	38612015	天竜川	深沢川(4)
	38612016	天竜川	深沢川(5)
	38612017	天竜川	深沢川(6)
	38612018	天竜川	深沢川(7)
	38612019	天竜川	鳳来沢川(2)
	38612020	天竜川	鳳来沢川(3)
	38612021	天竜川	鳳来沢川(4)
	38612022	小渋川	大草(1)
	38612023	小渋川	大草(2)
	38612024	四徳川	銭沢
	38612025	四徳川	三窪沢
	38612026	四徳川	上沢
	38612027	四徳川	枝久保沢
	38612028	四徳川	小池沢
	38612029	天竜川	間柱(2)
	38612030	天竜川	鳳来沢川(1)
	38612031	天竜川	苦木沢川
	38612032	天竜川	神垣沢
	38612033	小渋川	柳沢(1)
※	38612034	天竜川	郷土沢
	38612035	前沢川	片桐
	38612036	前沢川	大黒沢川
	38612037	保谷沢川	城洞沢
	38612038	南沢川	南沢川
	38613001	手取沢川	美里沢
	38613002	天竜川	深沢川(8)
	38613003	小渋川	柳沢洞川
	38613004	小渋川	柳沢(2)
	38613005	小渋川	柳沢(3)
	38613006	小渋川	柳沢沢
	38613007	小渋川	柳沢(4)
	38613008	小渋川	大草(3)

土砂災害警戒ライン

土砂災害警戒ライン (Y=aX+b)			注意ライン	
係数a	係数b	上限(mm)	縦軸c(mm)	横軸d(mm)
-0.475	126.1	49.6	20	80

＜農業用ため池一覧＞

1 ため池一覧

番号	地区名	所在地 (字)	管理者	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)
1	竹の上	横前	竹の上水利組合	7.0	105.0	14,000
2	栗生沢	竹の上	竹の上水利組合	4.0	50.0	700
3	原田新堤	横前	横前水利組合	4.5	25.0	2,000
4	原田旧堤	横前	横前水利組合	3.6	20.0	500
5	久保畑	横前	横前水利組合	2.9	30.0	6,000
6	上新田	横前	横前水利組合	3.8	20.0	1,200
7	北新田	横前	横前水利組合	2.0	30.0	1,800
8	森脇	横前	横前水利組合	3.0	20.0	200
9	土手下	七久保	横前水利組合	3.0	105.0	9,000
10	竹の上整理	横前	横前水利組合	6.2	198.0	18,500
11	横前	横前	横前水利組合	6.0	144.0	25,400
12	深堤	七久保	横前水利組合	7.5	60.0	17,000
13	町(1)	沖町	沖町水利組合	3.0	35.0	1,400
14	上垣外	柏原	上垣外水利組合	5.0	25.0	400
15	樋ヶ入(2)	沖町	沖町水利組合	4.8	20.0	600
16	樋ヶ入(1)	沖町	沖町水利組合	5.0	18.0	400
17	沖田	沖町	沖町水利組合	6.7	25.0	800
18	大堤	三共	間柱水利組合	5.5	200.0	13,800
19	苦木沢	葛北	苦木沢水利組合	4.0	30.0	1,800
20	大平1号	柳沢	大平水利組合	4.0	85.0	2,100
21	大平2号	柳沢	大平水利組合	1.5	20.0	100
22	山口田	中組	中組水利組合	4.0	30.0	1,100
23	下平第2	下平	下平用水組合	3.8	40.0	200
24	柳沢1号	柳沢	南向土地改良組合	2.8	40.0	1,500
25	柳沢2号	柳沢	南向土地改良組合	4.2	50.0	2,600
26	山郷	柳沢	南向土地改良組合	5.3	100.0	8,700
27	ハッ手	柏原	南向土地改良組合	4.5	90.0	3,800
28	天神	三共	南向土地改良組合	8.1	45.0	7,000
29	宮ヶ原	南陽	南向土地改良組合	3.5	20.0	900
30	小池	三共	間柱水利組合	2.4	18.0	100
31	大池	三共	間柱水利組合	3.2	20.0	200
32	坊	沖町	沖町水利組合	2.2	20.0	200
33	下平第1	下平	下平水利組合	3.8	40.0	200
34	権現	沖町	沖町水利組合	4.1	25.0	700
35	町(2)	沖町	沖町水利組合	4.3	31.0	600

2 ため池補強計画(平成18年1月1日現在)・長野県防災計画)

地方事務所	ため池総数	要補強ため池
上伊那	35	16

資料番号 33

＜ダム施設一覧＞

番号	河川名	名称	目的	位置	管理者
1	小渋川	小渋ダム	洪水調整、かんがい、発電	大草桑原	国土交通省

資料番号 34

＜農業水利施設一覧＞

番号	河川名	施設名	地籍名	管理者
1	天竜川	飯沼天竜井	飯沼	飯沼天竜井組合
2	〃	小和田用水	竹の上	小和田用水
3	〃	北島用水	三共	北島用水
4	〃	下島用水	三共	下島用水
5	〃	外記島用水	田島	外記島水利組合

資料番号 35

＜水防倉庫備蓄資材一覧＞

倉庫名 資材名	大草水防倉庫	片桐水防倉庫	葛島水防倉庫	合 計
	役場北側	前沢川下流北側	下島取入口上	
テント (張)	1			1
土のう袋 (枚)	1, 000	1, 650	1, 650	5, 600
なわ (玉)	43	28	19	89
むしろ (枚)	190	180	110	374
鉄線 (kg)	500	650	250	1, 400
蛇籠 (本)		175	140	315
かすがい (本)	5	10	30	45
ロープ (m)	800	600	200	1, 600
救命綱 (本)				0
ペンチ (丁)	10	8	5	23
かま (丁)	26	10	7	42
掛矢 (丁)	10	11	6	27
のこぎり (丁)	11	7	6	25
おの (丁)	3			6
スコップ (丁)	25	23	26	76
つるはし (丁)	2	14	6	48
なた (丁)	6	10	10	30

ジョレン (丁)	2 2	2 2	1 2	5 7
かなづち (丁)	5	1 0	5	2 4
木づち (大)	1 1			
木づち (小)				
番線カッター (丁)	3	5	2	1 0
しの (丁)	1 5	2 1	1 0	4 6
竹箕 (個)	2 8	1 6	1 6	6 6
ブルーシート (枚)	8 2	5 7	2 9	1 6 8
牛材 (組)		1		1
クイ材 (本)	1 4	6 0	1 6 0	2 3 4
バケツ (個)	5 4			

資料番号 36

＜水源及び配水池一覧＞

水 源	取水量	配水池	容 量
沢入水源	700m ³ ／日	沢入配水池	294m ³
中通水源①	350m ³ ／日	中組配水池	220m ³
中通水源②	280m ³ ／日	間柱配水池	146m ³
牧ヶ原水源	400m ³ ／日	柳沢配水池	72m ³
針ヶ平水源	460m ³ ／日	中通配水池	125m ³
		針ヶ平配水池	86m ³
		牧ヶ原配水池	515m ³
		牧ヶ原高区配水池	58m ³

資料番号 37

＜給水資材等一覧＞

機器名	現有	整備	仕様	保管場所
ろ過浄水器	1	3	2 m ³ ／時 エンジン付き	役場車庫裏倉庫
給水タンク	2	5	ポリエチレン500リットル	大草水防倉庫
給水用ポリタンク	10	50	ポリエチレン20リットル	大草水防倉庫

資料番号 38

＜下水道等普及状況＞

(平成19年度末) 単位：人

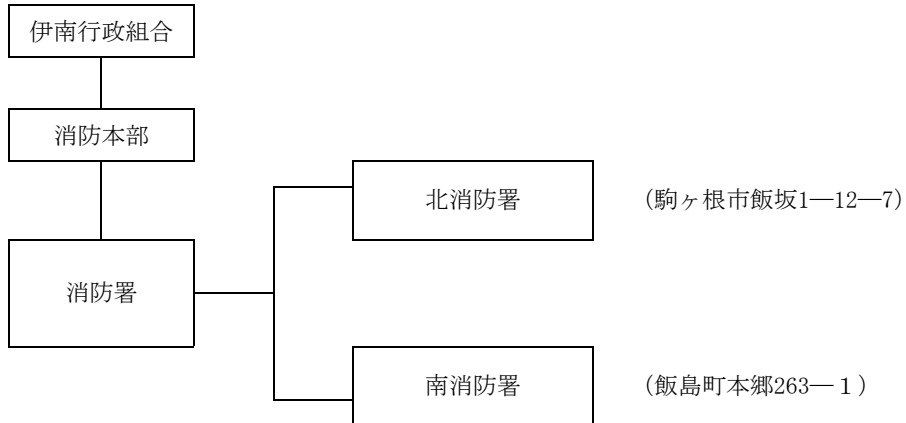
行政人口	公共下水道			農業集落排水施設等		
	計画区域内 人口	供用区域内 人口	水洗化 人口	計画区域内 人口	供用区域内 人口	水洗化 人口
5,347	2,993	2,993	2,249	1,398	1,398	1,123

＜水防上重要なダム、水門の一覧＞

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法 (電話)
天竜川	一級	釜口水門	岡谷市湊一丁目	長野県	諏訪建設事務所長	釜口水門操作規則(案)	諏訪建設事務所 0266-53-6000 釜口水門0266-22-2268
横川川	一級	横川ダム	辰野町川島源上	長野県	伊那建設事務所長	横川ダム操作規則	0266-47-5636
沢川	一級	箕輪ダム	箕輪町長岡新田	長野県	伊那建設事務所長	箕輪ダム操作規則	0265-79-6999
三峰川	一級	美和ダム	左岸伊那市高遠町勝間/右岸伊那市長谷非持	国土交通省	天竜川ダム統合管理事務所美和ダム管理支所長	美和ダム操作規則	0265-98-2111
三峰川	一級	高遠ダム	左岸伊那市高遠町勝間/右岸伊那市高遠町東高遠	長野県	高遠ダム管理所長	高遠ダム操作規則	0265-94-2210
天竜川	一級	大久保ダム	左岸駒ヶ根市東伊那/右岸宮田村西大久保	中部電力長野支店飯田電力センター南向ダム管理所	南向ダム管理所長	大久保発電所取堤水位取扱規定	0265-82-3262
天竜川	一級	南向ダム	左岸駒ヶ根市中沢/右岸駒ヶ根市赤穂	中部電力長野支店飯田電力センター南向ダム管理所	南向ダム管理所長	南向発電所取堤水位取扱規定	0265-82-5514
小渋川	一級	小渋ダム	左岸松川町大字生田/右岸中川村大草	国土交通省	天竜川ダム統合管理事務所長	小渋ダム操作規制	0265-88-3729

<消防組織表>

1 伊南行政組合消防本部



救急隊名	車両台数	所属	電話
北消防署救急隊	2台	北消防署	81-0119
南消防署救急隊	2台	南消防署	89-1119

2 中川村消防団



＜災害救助法で実施可能な応急救助早見表＞

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	備考
避難所設置	現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者	避難所の設置・維持・管理運営経費(賃金、消耗器材費、建物の使用謝金、備品等の使用謝金・購入費、燃料費)	【基本額】 1人1日当たり 300円以内 【加算額】 ○冬期(10月～3月)加算 ○高齢者等を収容する福祉避難所を設置した場合は当該地域の通常実費を加算	災害発生の日から7日以内	○避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含む ○輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与 (民間賃貸住宅の借上)	住家が全壊(焼)・流失し、居住する住家がない者で自らの資金では住宅を得ることができない者	整地費、建築経費(建築費・附帯工事費・老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設の整備費・賃金・輸送費・事務費)、リース料、集会所建築費	【基準面積】 1戸当たり 29.7㎡ 【基準額】 2,366,000円以内 【集会所設置費】 基準額以外で別途定める(住宅50戸以上設置の場合)	災害発生の日から20日以内に着工→ 供与期間は工事完了日から2年以内	○全壊等直接被害がない場合でも対象となる場合あり ○基準面積及び基準額は県内総数を上回らなければ調整可 ○実情により輸送費別途計上
炊き出しその他による食品の給与	○避難所に収容された者 ○全半壊(焼)・流失・床上浸水で炊事のできない者 ○宿泊客、来訪者 ○床下浸水により自宅で炊事不可能な者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器機使用謝金または借上料、消耗品等購入費)	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内 ※被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合は3日以内分	○被災者支給分のみが対象 ○消防団等救助従事者、小中学校の学校給食は対象外 ○輸送費、賃金は別途計上
飲料水の供給	現に飲料水(炊事用水を含む)を得ることができない者	ろ水器等他給水に必要な機械器具の借上・修繕・燃料費、浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	○飲料水供給の恒久的対策は対象外 ○輸送費、賃金は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給(貸)与	全半壊(焼)、流失床上浸水、船舶の遭難等により被服等生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	被服・寝具、身のまわり品、炊事用具、日用品、光熱材料	別表の範囲内 災害発生日により限度額を区分 夏期(4～9月) 冬期(10～3月)	災害発生の日から10日以内	○死亡者、転出者は対象外 ○備蓄物資の価格は当該地域の時価による ○現物給付に限る
医療	応急的に医療を必要とするが、災害により医療の途を失った者	診察、薬剤または治療材料、処置・手術その他の治療 ・施術、病院または診療所への収容、看護	1 救護班 使用した薬剤治療材料・医療器具修繕費等の実費 2 病院・診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 当該地域における協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	○原則、救護班が現地により処置 ○救護班では治療困難な重傷患者等がある場合または救護班の到着を待つことのできない急迫している場合は医療機関で処置 ○患者等の移送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期 間	備 考
助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者で災害のため助産の途を失った者(死産、流産を含む)	分娩の介助、分娩前後の処置、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料	1 救護班 使用した衛生材料等の 実費 2 助産婦 慣行料金の8割以内の額	分娩した日から7日以内	○救護班のほか助産婦・産院・一般医療機関による実施も可 ○妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	○現に生命、身体が危険な状態にある者 ○生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における 通常の実費	災害発生の日から3日以内	○明らかに生存している者を除き、 原則4日以降は死体の搜索 として扱う ○輸送費、賃金は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない者で、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室・炊事場・便所等日常生活に不可欠な部分の最小限度の修理費(原材料費・労務費・材料輸送費・工事事務費)	1 世帯当たり 510,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	○限度額は市町村内の平均額が限度額内であれば調整可。市町村相互間は調整不可
学用品の給与	住家の全壊(焼)・流失、半壊(焼)、床上浸水により学用品を喪失・毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲・ろう・養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む)	教科書(検定済のもの)、教材(教育委員会承認済のもの)	実費	災害発生の日から1ヶ月以内	○入進学時の場合は個々の実情に応じ給与
		文房具、通学用品(運動靴・カバン・体育着等)	小学生1人当たり 4,100円 中学生1人当たり 4,400円 高校生1人当たり 4,800円	災害発生の日から15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者の埋葬を実施する者に支給	棺(付属品を含む)埋葬(火葬)料、骨壺・骨箱	1 体当たり 大人(12才以上) 199,000円以内 小人(12才未満) 159,200円以内	災害発生の日から10日以内	○風習・宗教等に配慮する
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者	機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における 通常の実費	災害発生の日から10日以内	○輸送費、賃金は別途計上
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	洗浄、縫合、消毒等	1 体当たり 3,300円以内	災害発生の日から10日以内	○原則、検案は救護班による ○輸送費・賃金は別途計上
		一時保存	○既存建物借上 通常の実費 ○野外仮設 1 体当たり 5,000円以内 ○ドライアイス等購入費を要する場合は当該地域の 通常実費 を加算		
		検案	当該地域の 慣行料金の額以内		

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれたため生活に支障があり、自らの資力により応急処理をすることができない者	除去に必要な機械器具等の借上賃輸送費及び賃金	1世帯当たり 137,500円以内	災害発生の日から10日以内	○限度額は市町村内の平均額が限度額内であれば調整可。市町村相互間は調整不可
輸送費 賃金職員等雇 上費	1 被災者の避難 2 飲料水の供給 3 医療及び助産 4 被災者の救出 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	輸送または賃金	当該地域における通 常の実費	救助の種類ご との実施が認 められる期間 以内	
実費弁償	施行令第10条第1号から4号までに規定する者	実費弁償に要した経費	常勤職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して算定した額以内	救助の実施が認められる期間以内	○時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
生業資金貸与	事実上の廃止				

別表 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出できる費用

1 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

(単位：円)

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
夏期 (4～9月)	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
冬期 (10～3月)	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400

2 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

(単位：円)

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
夏期 (4～9月)	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
冬期 (10～3月)	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

＜被害認定基準＞

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住 家 半 壊 (半 焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
用 語 の 定 義	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	棟	一つの独立した建築物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。

(注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(注4) 住家の全壊、半壊の被害認定基準を整理すると以下の表のとおりであり、村が①か②のいずれかによって判定を行う。

	全 壊	半 壊	
		大規模半壊	その他
① 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
② 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

(注5) 被害認定の詳細については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成18年 内閣府)を参考にすること。

＜気象庁震度階級関連解説表＞

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造住宅	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0 (感覚なし)	人は揺れを感じない。						
1.5	1 (微震)	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2.5	2 (軽震)	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。					
3.5	3 (弱震)	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4.5	4 (中震)	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全をを図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転している、揺れに気付く人がいる。				
5.0	5 弱 (強震弱)	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 (停電する家庭もある。)	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.5	5 強 (強震強)	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多数ある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 (一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
6.0	6 弱 (烈震弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅でも、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 (一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。)	地割れや山崩れなどの発生することがある。
6.5	6 強 (烈震強)	立っていることが出来ず、這わないと動くことが出来ない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 (一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
7	7 (激震)	揺れに翻弄され、自分の意思で行動出来ない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	(広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。)	大きな山崩れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

(注) 計測震度とは、その地点における揺れの強さを数値化したもので、震度計により計測されます。一般に発表される震度階級は、計測震度から換算されます。

＜被害状況報告様式類＞

1 様式第1号（概況速報）
（表1）

	概 況 速 報		
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 ま た は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄道 } 通信 } 電力 } 施 設 関 係 水道 }		
そ の 他		
応 急 対 策 等 の 活 動 状 況 消 防 職 員 ・ 消 防 団 員 の 出 動 状 況 等		

2 様式第2号（人的及び住家の被害）
（表2）

地方事務所
市 町 村

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）											
災害の名称			災害発生の日時			月 日 時					
災害発生の場所											
災害報告の時限			月 日 時現在			発信機関及び 発信担当者					
人的被害	死者		人			災害の概況					
	行方不明者		人								
	負傷者	重傷		人							
		軽傷		人							
		小計		人							
計		人			災害発生の原因						
住家の被害	全壊・全焼 又は流失	棟		棟							
		世帯		世帯							
		人員		人							
半壊又は 半焼	棟		棟							救援措置の 状況	
	世帯		世帯								
	人員		人								
一部破損	棟		棟			災害適用の 見込み					
	世帯		世帯								
	人員		人								
床上浸水	棟		棟			災害本部 対策	名称 設置 月 日 時 分 廃止 月 日 時 分				
	世帯		世帯								
	人員		人								
床下浸水	棟		棟			その他	消防職員出動延人員		人		
	世帯		世帯				消防団員出動延人員		人		
	人員		人								
非住家の被害(全・半壊)			棟								

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第228号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。

詳細は、長野県地域防災計画資料編による。